

第 3 9 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録
(決算特別委員会)

平成23年 8 月 31日 開 会
平成23年 9 月 6 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 3 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号（8月31日）

○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時委員長紹介	3
○開会及び開議の宣告	3
○委員長の互選	3
○副委員長の互選	4
○散会の宣告	5

第 2 号（9月5日）

○出席委員	7
○欠席委員	7
○説明のため出席した者の職氏名	7
○職務のため出席した者の職氏名	8
○開議の宣告	9
○代表監査委員の審査意見報告	9
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○散会の宣告	48

第 3 号（9月6日）

○出席委員	51
○欠席委員	51
○説明のため出席した者の職氏名	51

○職務のため出席した者の職氏名	5 2
○開議の宣告	5 3
○議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第 6 0 号から議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 6 6 号から議案第 7 0 号の上程、質疑、討論、採決	1 1 7
○閉会の宣告	1 1 8
○署名	1 2 1

平成 2 3 年 8 月 3 1 日（水曜日）

第 3 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録
（第 1 号）

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成22年8月31日（水）

出席委員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君		

欠席委員（1名）

20番	佐々木由治君
-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君

農業委員会事務局長 坂 本 勝 君 代表監査委員 鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 根 市 良 典 主 幹 板 垣 悦 子
主 査 秋 葉 真 悟

◎臨時委員長紹介

○事務局長（根市良典君） 本委員会は、先ほどの本会議において設置され、最初の決算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員の中で年長委員であります西塚芳弥委員をご紹介します。西塚芳弥委員は臨時委員長席をお願いします。

（臨時委員長 西塚芳弥君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまご紹介をいただきました西塚芳弥でございます。

本日招集されました決算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではありますが、委員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまの出席委員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時29分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（西塚芳弥君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員会委員長に河門前正彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました河門前正彦君を決算特別委員会委員長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員長に河門前正彦君が選任されました。

ただいま決算特別委員会委員長に選任されました河門前正彦君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代をいたします。ご協力まことにありがとうございました。

(河門前正彦君 委員長席に着く)

○委員長(河門前正彦君) ただいま決算特別委員会委員長に選任されました河門前正彦でございます。何分にもふなれなもので、皆様方にご迷惑をおかけすることが多々あると存じますが、皆様のご指導、ご協力を仰ぎましてこの重責を全うしたいと思います。どうか皆様、何とぞよろしく願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（河門前正彦君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名をいたします。決算特別委員会副委員長に工藤幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました工藤幸子君を決算特別委員会副委員長に選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会副委員長に工藤幸子君が選任されました。

ただいま決算特別委員会副委員長に選任されました工藤幸子君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

◎散会の宣告

○委員長（河門前正彦君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君）　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、本委員会は９月５日、午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時37分）

平成 2 3 年 9 月 5 日（月曜日）

第 3 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録

（第 2 号）

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成23年9月5日（月）

出席委員（18名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君

欠席委員（2名）

19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君
-----	-----------	-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	工 藤 満 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	工 藤 欣 也 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代表監査委員	鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典

主

幹 板 垣 悦 子

主 査 秋 葉 真 悟

.....

◎開議の宣告

○委員長（河門前正彦君） ただいまの出席委員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時06分）

.....

○委員長（河門前正彦君） 本委員会に付託されました、議案第50号から議案第70号までの平成22年度南部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

.....

◎代表監査委員の審査意見報告

○委員長（河門前正彦君） ここで代表監査委員から決算審査の意見を求めます。鈴木聰君。

（代表監査委員 鈴木聰君 登壇）

○代表監査委員（鈴木聰君） 平成22年度南部町各会計歳入歳出決算等の審査結果をご報告申し上げます。

決算における審査対象は、平成22年4月から平成23年3月までの各会計の決算であります。審査の期間は、平成23年8月2日から5日までの4日間実施いたしました。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるか等に主眼を置いて実施いたしました。

それでは、本日の決算特別委員会の審査に当たり、決算等の概要及び意見を申し上げます。

一般会計は歳入総額115億1,628万3,628円、歳出総額112億36万4,464円で、歳入歳出差引額は3億1,591万9,164円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき一般財源が2,228万6,625円でありますので実質収支額は2億9,363万2,539円となり、そのうち減債基金へ300万円、財政調整基金

へ1億9,000万円を積み立てしております。

歳入における収入未済額は、町民税、固定資産税、保育料が特に多く、このことは善良なる納税者、負担義務者との不均衡が生ずることとなりますので、収納状況等を定期的にチェックするなど滞納の解消に最大限の努力をお願いするところでございます。

また、不納欠損についても安易な処理にとどまらず、厳しい対応を求めるものであります。

歳出は、決算額と予算額の比較差が5億9,220万6,536円であります。翌年度繰越額2億4,231万4,625円を除いた実質の不用額は3億4,989万1,911円であり、実質の予算執行率は96.97%となっております。基金の運用状況は、全般的に順当な運用管理がなされております。平成22年度末の現金現在高は、21年度末に比較して14億3,923万7,000円の増となっております。

次に、特別会計でございますが、各特別会計歳入総額103億499万984円、歳出総額100億6,528万3,053円で、歳入歳出差引総額2億3,970万7,931円となり、堅実な予算執行により黒字決算となっております。また、国民健康保険名川病院事業会計につきましても、収益的収支において黒字決算となっており、収入面、支出面においても経営の健全化が図られて適正に予算執行されております。

なお、国保、介護保険、後期高齢者医療、農業集落排水事業、町営市場及び介護老人保健施設の各会計収入未済額については、徴収計画を再吟味する等、未納解消に期待するものであります。

全会計決算の詳細につきましては、皆様のお手元に配布しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

決算審査の結果につきまして、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。当該年度においても、全般的に緊縮財政にもかかわらず経費節減に取り組んでおり、町当局の努力を評価するものであります。

今後とも行財政運営に当たっては、費用対効果を念頭に置き、さらなる合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、町民サービスのなお一層の向上を図られるようご期待を申し上げまして、平成22年度各会計歳入歳出決算審査に関する報告を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 代表監査委員の報告が終わりました。

審議に当たり、委員長より各委員及び説明員にお願い申し上げます。

質疑及び答弁を行う場合は挙手して、委員長の許可を得てから行ってください。また、質問事項につきましては、決算書または決算資料のページを告げてから質問をしてください。質疑及び

答弁は、要点を簡潔明瞭に発言してください。なお、本委員会は、決算審査でありますから、新年度予算に踏み込むような質問は避けるようお願い申し上げます。

議事進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第50号、平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について歳入歳出を一括して説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（庭田富江君） おはようございます。

それでは私から、議案第50号、平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算につきまして、お手元に配付しております資料により、その概要をご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。まず、最後の行の歳入合計欄であります。予算現額117億9,257万1,000円。調定額119億8,501万538円に対し、収入済額は115億1,628万3,628円であり、不納欠損額は2,805万37円。収入未済額は4億4,067万6,873円となり、予算現額と収入済額との比較では2億7,628万7,372円の減となり、歳入全体の執行率は97.66%となりました。

※川守田稔君 退席

前年度との比較であります。主に地域活性化臨時交付金、定額給付金事業費補助金等の収入減により、1.94%の減となっております。

それでは、歳入で主な項目についてご説明いたします。

1 款町税であります。予算現額13億9,290万5,000円。構成比率は11.81%であります。調定額16億2,420万3,325円に対し、収入済額は14億829万4,439円となり、その内訳は、町民税の4億9,845万6,785円、固定資産税の7億7,351万543円、軽自動車税の4,941万9,173円、市町村たばこ税の8,690万7,938円であり、不納欠損額は2,657万3,802円、収入未済額は1億8,933万5,084円であり、執行率は101.10%となっております。

9 款地方交付税でありますが、予算現額58億8,623万5,000円。構成比率は49.91%であり、収入済額は58億8,623万5,000円で、執行率は100.00%となっております。

11 款分担金及び負担金でありますが、予算現額 9,876 万 3,000 円。調定額の 1 億 1,028 万 1,932 円に対し、収入済額は 9,147 万 358 円となり、主なものは、児童福祉費負担金であります。不納欠損額は、147 万 6,235 円で保育料であります。収入未済額の 1,733 万 5,339 円は、主に保育料であり、執行率は 92.62%となっております。

※川守田稔君 着席

12款使用料及び手数料でありますが、予算現額 1 億834万3,000円。調定額 1 億1,900万2,526円に対し、収入済額は 1 億994万6,326円となり、主なものは、町営住宅使用料となっております。収入未済額の905万6,200円は、主に町営住宅使用料であり、執行率は101.48%となっております。

13款国庫支出金でありますが、予算現額14億5,826万6,000円。構成比率は12.37%であり、調定額14億3,478万4,126円に対し、収入済額は12億2,815万6,126円となり、主なものは、子ども手当負担金、安全安心な学校づくり交付金であります。収入未済額の 2 億662万8,000円は、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金等が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は 84.22%となっております。

14款県支出金でありますが、予算現額 6 億7,600万2,000円。構成比率は5.73%であり、収入済額は 6 億4,623万9,451円となり、主なものは、保険基盤安定事業費負担金、市町村合併支援特別交付金であり、執行率は95.60%となっております。

※川守田稔君 退席

19款諸収入でありますが、予算現額 1 億7,996万円。調定額の 2 億457万1,672円に対し、収入済額は 1 億9,964万9,422円となり、主なものは、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業費助成金、奨学資金貸付金収入であります。収入未済額の492万2,250円は奨学資金貸付金であり、執行率は110.94%となっております。

※川守田稔君 着席

20款町債であります。予算現額13億9,190万円。構成比率は11.80%であり、調定額の13億5,810万円に対し、収入済額は13億4,470万円となり、主なものは、臨時財政対策債、合併特例債であります。収入未済額の1,340万円は、町道整備事業債が翌年度へ繰り越しとなることから、執行率は96.61%となっております。

続きまして、2ページをごらんください。歳出であります。まず、最後の行の歳出合計欄であります。予算現額117億9,257万1,000円に対し、支出済額は112億36万4,464円で、翌年度への繰越額は2億4,231万4,625円であり、不用額は3億4,989万1,911円。予算現額と支出済額との比較では5億9,220万6,536円の減となり、歳出全体の執行率は94.98%となっております。前年度との比較であります。地域活性化・生活対策臨時交付金事業及び学校給食センター建設事業費の皆減により、2.00%の減となっております。

実質収支に関しましては、欄外となりますが、①の歳入歳出差引残額は3億1,591万9,164円。そのうち、②の翌年度へ繰り越す一般財源の額は2,228万6,625円で、その内訳であります。繰越明許費分が2,204万4,000円、事故繰越分が24万2,625円となっております。③の実質収支額は、2億9,363万2,539円となり、うち、④の地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額は1億9,300万円で、その内訳であります。財政調整基金へ1億9,000万円、減債基金へは300万円を積み立てております。

以上により、⑤翌年度への実質の繰越額は1億63万2,539円となります。

それでは、歳出で主なもの及び翌年度への繰越額のある項目についてご説明いたします。

2款総務費であります。予算現額30億3,010万3,000円に対し、支出済額は27億5,412万9,728円で、主なものは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、公共施設整備基金積立金であります。翌年度への繰越額は、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業及び地上デジタル放送受信対策事業の2億2,082万4,000円となっております。不用額は5,514万9,272円となり、執行率は90.89%となっております。

3款民生費であります。予算現額23億9,700万6,000円に対し、支出済額は23億834万8,477円で、主なものは、障害者福祉扶助費、子ども手当であります。不用額は8,865万7,523円となり、執行率は96.30%となっております。

4款衛生費であります。予算現額7億5,970万円に対し、支出済額は7億2,978万7,923円で、主なものは、町民の健診委託料、一部事務組合への負担金であります。不用額は2,991万2,077円となり、執行率は96.06%となっております。

8款土木費であります。予算現額5億1,588万5,000円に対し、支出済額は4億5,563万

57 円で、主なものは、道路維持改良費、ひろば台団地造成工事費であります。翌年度への繰越額は、町道整備事業費の 2,115 万 2,000 円となっております。不用額は 3,910 万 2,943 円となり、執行率は 88.32%となっております。

9 款消防費であります。予算現額 8 億 9,057 万円に対し、支出済額は 8 億 7,937 万 5,008 円で、主なものは、デジタル同報系防災行政無線施設整備費、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金であります。不用額は 1,119 万 4,992 円となり、執行率は 98.74%となっております。

10 款教育費であります。予算現額 12 億 2,798 万 7,000 円に対し、支出済額は 11 億 5,526 万 8,221 円で、主なものは、小・中学校耐震改修工事、史跡聖寿寺館跡土地公有化事業用地補償費であります。翌年度への繰越額は、史跡聖寿寺館跡発掘調査事業の 33 万 8,625 円となっております。不用額は 7,238 万 154 円となり、執行率は 94.08%となっております。

最後に、12 款公債費であります。予算現額 20 億 4,911 万円に対し、支出済額は 20 億 3,755 万 4,594 円で、不用額は 1,155 万 5,406 円となり、執行率は 99.44%となっております。

また、財産に関する調書につきましては、別にご配布の平成 22 年度南部町決算書の 137 ページから 142 ページまで掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、決算書各項目の詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からご説明申し上げます。

以上、簡単ではありますが、平成 22 年度南部町一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（河門前正彦君） 一般会計決算の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、歳入については一括で質疑を受けます。歳出については、1 款から 13 款まで各款ごとに順次質疑を受けます。

それでは、最初に決算書の 12 ページから 39 ページまでの一般会計決算の歳入について質疑を許します。質疑ございませんか。5 番、松本陽一君。

○5 番（松本陽一君） 19 ページの歳入ですけれども、5 目の児童館の使用料の件でお伺いしたいと思います。

児童数が少ない中で、調定額が 305 万 4,500 円というふうなことになりますけれども、歳入未済額が 48 万 7,000 円。非常に多い未納者が出ております。それで、かなりの人数になるのか、それとも一人なり、人数が少ないのか。それから、今までは滞納繰越というふうのないような決算になっていますけれども、ことし初めてこういうふうな決算になったのかお伺いしたいと思いま

す。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 児童館の使用料等についてお答えします。

平成22年度の児童館の使用料は、月額6,500円と。児童館は4館を運営しておりました。収入済額が256万7,500円ということで、収入の滞納分につきましては6名の25万3,000円がございます。これが滞納額になります。6名分という形になります。

よろしいでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計決算の歳入の質疑を終結いたします。

次に、一般会計決算の歳出の質疑に入ります。40、41ページの1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、40ページから63ページまでの2款総務費について質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 総務費につきましては2点ほど質問がありますので、ゆっくり読み上げて質問をいたします。

まず、ページであります。51ページの2款1項10目13節委託費、7,131万8,410円、多目的運行業務となんぶ里バスについての質問であります。この予算につきましては多目的バスを管内に運行していただき、まことにうれしく思っております。町民の皆さんも大変利用しやすくなったとよろこばれておりますが、その一方で、さまざまな誤解などを生んでいるようで私自身、本当に誤解を解いていただくためにも、この場ではっきりと説明を求めなければならないと思って

おります。これは、建設的に何としてでも住民の皆さんの利便性を高めるための質問でありますので、どうぞそのようにお受け取りください。

また、現在、町立名川病院に行く路線に大変不便を感じている方もおられるようで、地域から一人二人の方が利用される場合でも、その路線を通っていかなければやはりバスは不便だという声が聞かれて、本当に大変な思いをしております。

また、町民の皆さんは、多目的バスとかなんぶ里バス、また、子供らが使用しますスクールバスなどの運行を、大変、同じような気持ちでついでいいですかどれがどのバスが走っているのか、あまり理解されていない点もあり、それが不満の種になっているということもわかってまいりました。

そこで、多目的バスを運行するに当たって、どのようなご努力をなさっているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） お答え申し上げます。

今の51ページの10目地域交通対策費の13節委託料でございますが、7,131万8,410円ということになってございますが、備考には、多目的バス運行業務3,570万1,150円と、同じく多目的バス運行業務（なんぶ里バス）3,561万7,260円と2項目にわたって掲載させていただいておりますが、それぞれ、基本的には、なんぶ里バスの方に関しましては合併前の名川地区を中心として運行しておりましたバス事業でございまして、自家用運送の白ナンバーで運行しているものでございます。また、上の段の多目的バス運行業務に関しましては、緑ナンバーの南部バスの車両を使いまして運行している合併後の事業のバスでございまして、ご指摘の名川病院のアクセスというのは、下の方の段のなんぶ里バスということで名川町内から基本的には名川病院へ運行している路線がございまして、不便を感じられているという方がいるということでございますので、具体的にどういうその時間帯、またどの地域からどういうふうに時間帯でご利用したいのかということも含めまして、そういうのも声を出していただければ年に1回、南部町地域公共交通会議というものを開催してございますので、そういう場において路線の変更、あるいは時間の変更等も今後とも見直しをかけながら進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 具体的には、向山団地から森越を通過して剣吉公民館の方に来て、病院に直接行きたいけれども、なかなか時間帯に制約があるために思うように乗れないということと、病院から剣吉地域に帰ってくるバスに大変支障を来しているということが聞かれております。これから新たな病院建設が始まり、病院を利用されたい方も出てくると思いますので、病院の送迎の時間帯、そして、スクールバスでの送迎の時間帯などある程度目的を持った時間帯の設定が求められるのではないのでしょうか。どのようなお考えを持たれたのかまずご答弁をいただきながら、あと一点、これは福田地区からの要請でありましたが、スクールバスも要するに多目的バスも入ってこない地域があるために、バーデハウスに行きたかったり、ゆとりあに行きたかったりするのも大変不便だという声が聞かれておりますが、福田地区でのバス運行ということになりますとどのようなになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） まず、森越方面からの名川病院の運行でございますけれども、まずは朝一で1本、森越経由で名川病院へ行くバスがございますけれども、帰りのバスがお昼ころ1時近くに名川病院を出まして、ちょっとこれは鳥舌内地区及び助川、横沢地区を通りながら卯月沢方面を通過して森越に行くというバスでございますので、ちょっと帰りは直接、森越方面を通ればもっと早く行けるのにかなりの時間をかけて、やはり乗って行かなければならないというふうに思っております。この点につきましては、直接、名川病院方面から名久井農業高校方面を通りながら剣吉駅方面へ向かうバスがございますので、これらをどうにかして森越方面を経由させることができれば非常にいいのかなというふうに思っておりますので、さらに検討を進めさせてもらいたいと思います。

スクールバスに関しましては担当課の方からお願いします。

○委員長（河門前正彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） スクールバスについてのご質問でございます。

福田地区につきましては、福田小学校を対象にしたスクールバスを運行してございまして、1日3回、1日2回の運行というふうなパターンで運行してございます。福田地区の法師岡方面と

か壱渡方面といろいろございますので、それぞれの地区の時間帯等もございます。直接的にはバーデハウスの方に向かうという路線ではございませんので、具体的な地区名等がございましたらあとでそれらについて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 多目的バスについてちょっと。今の里バス、スクールバスのほかに多目的バスも運行しておりまして、それで今、福田地区につきましては壱渡線と柵木線というのが通っております。それは、福地中学校の方から福田の本村を抜けて、ゆとりあを通過してバーデというふうな経路になっております。

それである、前回の質問といいますか意見で福田地区の上の方にバス停がないということで、今回、公共交通会議におきまして福田の上、それは福地中学校の入口と福田のバス停の間なんですけども、間ノ原というバス停を一つ設けることにいたします。それは、10月の末をめどに設置したいと思います。

それから、そのバスの運行に入れないという意見でしたけれども、どこなのか後でお聞きして、また検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 同じその多目的バス運行事業についてお伺いします。

このバス運行の委託先というのは、どちらになっておりますか。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 南部バスでございます。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 金額が7,800万余りあるんですよ。それで、それをこういった業務は、

町内の業者からやっていただいたらいかがなものかと普通多分、皆さん思うんですよ。今までこの里バスを町が運営しなくてはならないっていう今までの経緯を私の知る限りで言いますと、確かに利用客が少なくなって、南部バスさんとしての路線の採算が合わなくなったっていう状況があったのを記憶しています。その上で、町に対してその運行のための助成のようなものを求めてきましたよね。そういう経緯がありますよね。それで、いただけない場合は、私もあそこに高校の同級生がいたもんですから、その話を昔したことがあります。「助成をもらえないんだったら撤退しますよ」みたいな、そういう脅しにも似たような、まあ冗談か本気かわかりませんが、そういう話をした時期があります。それでいよいよどういった細かな理由があったかはわかりませんが、撤退する路線ですとかそういったのがふえてきて、町で総合的に考えなくちゃならないっていうような事情だったのかなという印象があるんですけども、そういった経緯を踏まえてすると、わざわざそうやって撤退していったところを委託先に選ぶというよりかは、こういう運転業務なんていうことに関していえば少々やりくりすれば、関連業者としてのそういった人材は充分あるはずなんですよ。本来であれば、そういうふうに町の利益、町の住民に対してペイできるようなシステムを考えると、そのペイした結果として住民税がふえるような施策を考えると、そういった町の利益、町の利益っていういろんなところで言われるんですけども、実際、こんなことをやっている「これは、明らかに町の利益じゃないだろう」と思うんですよ。そういう前提で、なおかつ、その南部バスさんに委託しなくちゃならないという特殊な事情があるのでしたらご説明ください。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員が今おっしゃったように、里バスに関しましては交通空白地帯、基本的には補助が出ていたわけでございますけども、それが、国、県の補助も打ち切られるという経緯もございました。それに、なおかつ、当町においては名川病院単独で患者輸送の事業を行っておりました。それらも含めて、この里バスという制度に全部、空白地帯を埋めていきたいと思いますということで、振興計画に掲載し、年次計画に基づいて実施してきたものでございます。ご承知のとおりでございます。

当初、この自家用運送というのは白ナンバー、今も里バスに関しては白ナンバーでございますけども、今後、その当時から南部バスに頼んでございますけども、やはり、バス運行のノウハウということに関しましては、それを持った業者ということで選定させてもらってきた経緯がござい

ます。また、今後につきましては、今合併後に事業を開始しました多目的バスに関しましては、最初から緑ナンバーの青ナンバーで実施しているわけでございますけども、将来的にはこのなんぶ里バスに関しまして、車両等を青ナンバーに変えることができるという見通しも今、できつつありますので、将来的にはその青ナンバー系に変えていきたいというふうに思っておりますので、そういう青ナンバーで事業ができる業者さんということが、やはり、第一選定理由になるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） これから将来的には、青ナンバーになるということと、運転業務のその特殊性ということが南部バスに委託するという理由ですよね。そういう理由は、絶対にその南部バスでなくてはならないという理由ではないと思うんですよ。あのご存知かと思うんですけど、例えば、自衛隊を55歳で定年なさいます。そうすると、すごい数の55歳定年者が市営バスとかあいったところのバスの運転手として再就職している現実があります。青ナンバーでなくてはだめなんだって言うんであったら、行政が町のそういう関連業者に対して、青ナンバー取得のための応援をしてあげたらいいじゃないですか。その確実な運営をできるような指導やら何やらの協力をして、そうやって育ててあげたらいいんじゃないですか。それが本当の町民の利益だって私は考えるんですけども、何でそういう行動を取らないのか、不思議でなりません。まあ、考慮の余地があるのでしたら、今後検討してやっていただきたいと切に思っています。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 先ほども申し上げましたように、里バスと今の青ナンバーと白ナンバーを統合するという方向が一番、これからのいいというふうに思っておりますので、その際につきましては、いろいろな業者さんとまた相談させていくなり、こちらでも調査、検討をさせていただくこととなると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君）　くどいようですが、私も多目的バスのことについて質問したいと思います。

利用者の年齢層と、利用時間の最も多い時間帯は調べてありますか。

○委員長（河門前正彦君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　里バスに関しましては、基本的に目的が四つほどございまして、まずは、今現在、名川中学校等へのスクールバスの運行。また、諏訪ノ平、剣吉駅への鉄道へのアクセス。もう一つは、患者輸送というんですか、言葉は悪いですが、病院へのアクセスということを中心にやっておりますので、基本的にはその時間帯、名川病院に行く帰り、また、行く場合、帰りの場合、そういう時間帯。あとはもちろん、学校へ通学、また、家に帰る時間帯。また、あとは青い森鉄道等で剣吉、諏訪ノ平等でおりた場合の自宅へ帰る時間帯のバスへの乗降がある程度確保されておりますが、日中は少し少なくなる時間帯もございます。

里バスに関しましては以上でございます。

○委員長（河門前正彦君）　企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君）　私からは、多目的バスのことですが、年齢とかの調査はいたしておりませんが、この多目的バスの目的は、交通空白地帯と町民の交流ということで、全便がバーデパークの方に集結というか、集まるような形になっておりますので、高齢者の方が多いように見受けられております。土日につきましても、中学生等もたまに乗っているということも聞いております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君）　2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君）　里バスの方はあれですが、ほかの多目的バスの方なんですけれども、私がこう見ていますと、利用者はほとんどが高齢者。利用時間帯は、やはり朝、昼、夕。職員の方々はお気づきの方もいるのかなと思いますけれども、ここの本庁舎の前を朝、大体9時過ぎぐらいの多目的バスに乗ってきた方が、五、六人、七、八人、個人名をいいますけれども原田

クリニックまで歩いて病院にいらっしゃっている。まだ、歩道もしっかり整備されておりませんし、路上駐車なんかもありますとすごく危険に感じるわけであります。そこで、個人病院も含めての病院をめぐる専門のバスを朝、昼、夕とか、そういう時間帯に歯医者さんも含めて個人病院をぐるぐる町内の病院をめぐるバスを多目的バスとして、回す考えはないか。可能かどうかちょっとお答えをお願いします。

○委員長（河門前正彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

病院をめぐるバスというのはちょっと考えてございませんでしたけども、苔米地の下の方ですけどもあそこには、原田さんもあるんですけども、農協も郵便局もあります。そういう関係で、町民からもまっすぐバーデに行くのではなく、苔米地の下の方にも行って、経由してバーデに行くダイヤを組んでくれないかという要望は受けております。それで、この前の会議のときでも、平成24年度からそういうふうな経路の変更も考えたいということで、委員の方には協議してございます。それで、次の2月、それから3月になると思うんですけども、そのときには委託しております南部バスさんの方とも話して、ちょっと距離が延びますので委託料も発生しますので、その辺は会議で協議して住民の意向に添いたいと思っております。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 2款2項1目税務総務費、8節報償費について。決算書のページ数は57ページ、納税奨励金1,092万800円と謝礼3万円について、その内容と実態についてまず説明をお願いします。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 内容についてご説明申し上げます。

まず、納税貯蓄組合が100組合ありますけども、その中で収納率が、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を取り扱っていただいておりますけども、全体で97.2%となっております。収納率がですね。今回、100組合のうち完納した組合が63組合ですか、そういった状況で

ございます。そして、奨励金は、まず100%完納すれば3%、奨励金によっては2%、1%とそういうのがあります。そして、あとは事務費ですね。1世帯100円。あとは、納税通知書の取り扱い1件25円。口座引き落としを推進していますので、口座引き落としをした世帯に対しては100円と。そういう形で、そのトータルが1,000万ほどこれはあの、こっちの1,092万800円の方は一般会計の部分です。国保会計もまた別にあります。そういう状況でございます。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） そこで、成果報告書の11ページを見ていただきたいですけれども、ここに2. 徴収対策ということでこのような文章が載っておりますが、やはりこの納税奨励金というのは、税金を個人に納める形となり、個人情報組合長の知るところとなり、そういうふうになったり、サラリーマンにはこういう制度がないはずでありますので、不公平感が感じられると、こういう指摘を受けております。これは廃止してもよい組合だと考えておりますが、いつまでこういう町民の皆さんからも不満に感じられる個人の利益を与えるような組合を続けていくものなのか、廃止する考えはないのか、ここでお聞きしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

現在、収納率97%。これがもしなくなったときに、納付組織がなくなったときに国民年金の場合はそうなんですけれども、1割以上落ちます。そうすると、今7億5,000万円ぐらい取り扱っていて、1割落ちると7,000万円収入が落ちる形になります。国民年金の例をとればですね。そうした場合は、今はまあ2,000万円ぐらいの奨励金をやっていると。トータルで考えた場合には5,000万円ぐらい、やっぱり納付組織があればお互い様という形で納付していただけるという形であります。あとは、奨励金の使用はいろいろな方法がありまして、各子供会とか、町内会に助成しているとか、その組合によっていろいろありますので、その辺もコミュニティとして使っている部分もあるので一概にばさっとなくすのは、ちょっと今の状態では無理じゃないのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） こういう税金を納め易いようなやり方は、ずっと前から問題にはなっておりましたが、それはやはり責任のある職員が、こういうふうなものを務めるのが本来の姿ではないかなということをお話しておきたいと思います。やはり、この組合は廃止される方向に来ているのです、そのように倣っていただきたいと思います。

ところで、成果報告書の左側の「具体的措置」というところに差し押さえなど書いてありますが、このようなやり方を行うならば、大変、本当に低所得者の皆さんは困っているのではないのでしょうか。実際、こういうことが具体的にどのぐらいやられているのか、報告を求めます。

○委員長（河門前正彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

まず、差し押さえでございますけれども、現在の差し押さえの状況は、本人の同意を得て債権等を差し押さえているというのがほとんどでございます。差し押さえも無益な差し押さえはやられないことになっていますので、そういった形でまず、債権の差し押さえは22件、860万円ぐらいありまして、それで22件で30万5,000円ぐらい、その分の税金が入っております。あと、交付要求といって裁判で競売にかけられた場合、その債権のある方は裁判所に要求します。その関係で9件で大体150万円ぐらい交付要求をして、13万5,000円ぐらい入っていると。この交付要求の場合は、ほとんど一番抵当権者に入るので、ほとんど見込まれない。最近ですね。たまにお金が入ってくる場合もあります。そういう状況でございます。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 決算説明にもありましたように、現在、町税や国保税など滞納されている世帯が多く見受けられます。不況がますます深まっている中での税金の取り扱いということをご丁寧にご検討いただければと思います。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて２款総務費の質疑を終結いたします。
ここで、11時20分まで休憩いたします。

（午前11時10分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 次に、62ページから77ページまでの３款民生費について質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

※川守田稔君 着席

※工藤久夫君 着席

○12番（立花寛子君） まず、３款２項１目20節扶助費についてであります、ページは71ページ、乳幼児医療費1,405万6,148円についてであります、これとあわせて成果報告書の17ページにその詳しいところが載っておりますので、それとあわせて説明願いたいのであります、その実態と内容についてであります、特に私がここでお訴えしたいのは、病院窓口無料化は実現できないのか、このさまざまな自治体で病院窓口無料化、現物給付ということでやっているわけですが、当町では全く実現の運びにならないのか、この点とあわせて説明をお願いします。

※工藤幸子君 着席

※小笠原義弘君 着席

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

今現在、これらの償還払いを現物給付の方に切り替えることを検討はしておりました。ただ、高額合算の支払等の事務が繁雑になるということがございますので、これらを加味しながら検討

中というお答えにさせていただきます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 一步前進的な答弁をいただきありがとうございます。

ところで、この病院窓口無料化につきましては、当町の医院、病院などではなかなか利用できる範囲が少ないので、八戸市の病院とも協議しながら進めていきたいという答弁を一度引き出ししておりますが、そういう八戸市との交渉を行った経緯があるのか。また、現在では中学校まで拡大しなければ、子供の養育環境は整わないという、これはその関係課、課長からの答弁も引き出しておりますが、この点はいかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 医師会等の協議につきましては、1市町村で対応することではなく、県全体での契約をお願いしているところでございます。それから、中学校までの拡大という部分では財政の方との検討をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ところで、その1町村では難しいということですが、現在、県の臨時議会の報告を見ますと、4歳から就学前、通院及び入院分の医療費、通院1カ月につき1,500円のうち、受益者負担入院1日につき500円の受益者負担を何としてでも引き下げてほしいというやりとりがっておりますが、県知事は、国の制度としてとかということで答弁しておりますが、こういう制度は将来的には国の制度として実施していただくことが理想ではありますが、町や県独自での施策としてもやっていいわけでありますので、何としてでも進めていただきたいということをお訴えいたします。いかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議員おっしゃるとおり、国、県の動向を見極めて、町の対応を決めていきたいということになります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 68ページの6目障害者福祉費について関連として質問したいのですが、委員長よろしいですか。よろしいですか。関連として質問したいのですが。

○委員長（河門前正彦君） どうぞ。

○13番（川守田稔君） 予算項目についてどうのこうのという意見はないのですけれども、一つです。お伺いしたいと思うのは、例えば、障害者についての雇用ということであります。町についてお伺いしたいのは、何の法律でしたか、確か100人当たり4名でしたか、5名でしたか、6名でしたか、何かそのぐらいの障害者に対する雇用の場を確保しなさい云々という法律があったような記憶があります。多分、あれは強制ではないのでしょうか、一律に守られているのか、執行されているのかどうかというのは、そういう細かなところまでは私はわからないのですけれども、例えば、うちの姪が勤めているような民間の企業であっても、やはり100人当たり…。100人当たりじゃなくて何人かの車いすに乗ったような方が雇用されているという話がありました。そういう意味で見渡してみると、役場庁内というのはどういう雇用状況なのか、ご説明いただきたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） ちょっと詳しい数字は手元にはないのですが、平成22年度まではある程度、障害を持った方も職員にいましたので、充足しておりました。今回、退職された方がございますので、ちょっと今労働監督署かどっかに調査が毎年、1年に1回あるのですが、それに関しましては今少し基準からは外れる見込みとなつてございますので、今後検討は必要かなというふうに思っております。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 健康福祉課で掌握している委託料等に関わる部分でございますが、知的障害者の事業の中に職親制度というものがございます。現在、町内では長老園に2名の障害を持つ方々が職親制度を利用して雇用されているという状況です。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 職親制度もそれなりに、障害者の雇用に対しては有効な制度なのかなと思います。そこは今の時点ではちょっと脇においておきたいと思います。多分、100人当たり仮に4人ぐらいだとすると、やはりこの職員として10人前後の雇用があってもおかしくはないだろうって思うんですね。その努力目標なのかどうかわかりませんが、ただ、民間の企業はそういったその主旨をよく理解して、そういう雇用の枠を設けている以上、そういう現実がある以上、ましてやこういう公の行政っていうのは、社会的な責任として罰則があるからどうのこうのではなく、社会的な責任としてやはりまだまだ民間においてもその職親制度、さまざまな制度を使っても障害者の雇用っていうのは十分だとはいえないと私は認識しています。そういう意味で、その手本としての新たにちゃんとした、その毎年何人かの枠を設けるかとか、そういったものの考え方が行政であれば必要だと思いますし、もしくはそういった直接雇用するのが困難であるという状況なのであれば、外部の団体ですとか、例えば、指定管理者制度を契約しているところにそういう枠を設けるとか、そういったきめ細やかな行政としての姿勢を示していくことが必要だと思うんですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員ご指摘のとおりだと思っておりますので、今後とも機会をとらえて、定員管理もございますがそういうものとはまた別にやっていかなきゃないと。全国的にみれば、別枠で募集要項をつくってやっている市町村もございますので、それらを参考に先ほど申しましたように、去年までは充足してございました。ですので、今後そういうことも検討しな

がら進めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（河門前正彦君） ほかに。17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） ページ数は85ページの…。

○委員長（河門前正彦君） 17番、佐々木君。今民生費ですので。

○17番（佐々木元作君） はい、失礼。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。

次に、76ページから85ページまでの4款衛生費について質疑を許します。質疑ございませんか。
17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 大変、失礼しました。

85ページ、3目の19節負担金補助及び交付金、これはし尿、三戸地区環境整備事務組合の方と、それから塵芥処理運営費のところですが、私は塵芥の方の一応、議員として出向しているわけですが、この運搬業務あるいはどのような選定の仕方かということは、各町村の方でそういう業務委託はされているというふうなのは、塵芥議会ではお伺いしているわけですが、ずっと福地地区の方は八戸管内、あるいはごみの方、あるいは三戸地区は名川、南部っていうそれぞれ運搬業務をされている業者がおられるわけですが、先ほどのご意見にあったように川守田君のご意見があったように、特定のノウハウを持っている業者だけがずっとかかわっていていいのかなと。それは、どういう形で選ばれた公募入札をされているのか、その経緯をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） お答えを申し上げます。

一般廃棄物の処理の業者につきましては、町に指名願いを出している業者の中から指名をしまして、指名競争入札で業者を決定してございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 例えば、町は何社の方の指名願いを出しているのか、ずっと同じような業務、南部地区、名川地区というその三戸管内、そういう方々のカルテルというふうなことじゃないと思うんですが、その内容をもうちょっと詳しく教えてください。

○委員長（河門前正彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 大変申し訳ございませんが、手元にちょっと資料がございませんので業者の数、それから業者の内容についてはちょっとここではお答えできません。後ほどお示ししたいと思います。

○17番（佐々木元作君） 委員長、休憩してください。持ってくるまで待ってますので。

○委員長（河門前正彦君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時37分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時52分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 平成22年度の一般廃棄物の収集運搬業務の指名業者数でございます。

まず、福地地区の家庭系ごみ収集運搬業務につきましては、八戸の清掃センターに運搬します

ので、八戸の清掃センターに届出を出し、かつ、南部町に指名願いを出している業者、全部で14社
ございます。それで、入札を執行しております。

※根市勲君 着席

※小笠原義弘君 着席

※東寿一君 着席

それから次、名川地区の家庭系ごみ収集運搬業務でございますが、三戸地区塵芥処理事務組合
に同じく許可をいただいて、南部町に指名願いを出している業者、4社でございます。

それから、南部地区の家庭系ごみ収集運搬業務、同じく4社でございます。

以上でございます。

○17番（佐々木元作君） 14社の名前をちょっと、しゃべってもらいたいんだけど。

○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 業者の名前でございますが、読み上げますので。ちなみに、入開札
一覧表は常に公開しておりますので、念のため申し添えます。マモル商運、それから東司清掃管
理、それからクリーン中栄、第一清掃、それから柏崎清掃社、八戸清運、清掃テクノサービス、
伊藤商事、共同清掃、三戸清掃社、環境技術、ノザワ、青葉清掃、サンコー清掃。

以上、14社でございます。

名川地区もですか。名川地区と南部地区は同じでございます。サンコー清掃、三戸清掃社、共
同清掃、まべち興業。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） この八戸の場合でも一応、八戸清掃、広域の方への登録業者なのかわ
かりませんが、その中での入札をして、それで当然利便性のある安いというか町の価格設定に最
短距離の業者が選定されてきたと思うんですが、この業務の内容もほとんど変わっていない範

囲、むしろエリアも拡大されているんだろうと思います。新しい住宅地ができたり、そういう中でこの長年、ずっと同じような業務にかかわっている、ノウハウはもちろん持っていると思うんでその方々の力というか業務の利便性、あるいは効率的な面では助かっているんだろうと思いますが、やはり、この町でこの4社が絶えずその福地、あるいは名川地区、あるいは南部地区、ずっと同じようなこの業者がかかわっていると、誤解を招かれないような運用の仕方を心して業務委託を遂行されるようお願い申し上げます。答弁はいりません。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 81ページです。4款1項4目母子保健費の13節委託料、中学生健診、ずっと下の項目に書いてありますけども、159万6,500円。健診事後指導7万円についてどのような内容なのか、まずお聞きします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

中学生健診というのは、いわゆる若年者の成人予防病の健診等を主に行っているもので、全中学校601名に対しての健診であります。

それから、健診事後指導は食生活改善推進員等の182名登録しておりますが、この方々の健診後の栄養指導等がこれに当たります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この中学生健診というのは、県内の中でも珍しい、大変熱心にやっているということで注目されている事業だと聞いておりますが、広報なんぶちょうにも大きく取り上げられていて大変うれしく見ておりますが、健診事後指導を先ほどの601名の数からすると大分少ないようではありますが、これは特に指導が必要だという方々を選んで行われているのか、母子と一緒にいいいますか、家庭の皆さんとそういう指導を受けているというような情報もありますが、どのようにこの事後指導を行っているのか、お聞きしたいと思います。また、これは大変

いい健診内容ですので、三戸郡とか青森県でも広がるように宣伝してはいかがでしょうか。その点をお聞きします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 中学生の健診につきましては、弘前大学と共同事業ということでご理解いただきたいと思います。中学生の中で健診等にひっかかったという言い方ですが、中学生に対して母親、保護者と同時の健康指導を行うということでやっております。子供に指導しても、家庭の食事を担う主婦、お母さん方がこの子供の健康状態をよく把握し、毎日の食事に気を使ってくださることにより健康改善を図るのが事業の大きなものであります。

それから、健康事後指導の食生活改善推進員の方々の部分では、この中学生の健診とはまた別箇の事業でやっているものであります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後12時00分）

.....
○委員長（河門前正彦君） それでは、休憩をとくまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 次に、84ページから85ページの5款労働費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、84ページから99ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 6款1項3目農業振興費の19節、新規就農者支援事業交付金についてありますが、この点についての報告をお願いいたします。この金額についての報告をお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

ページは89ページでございます。19節の負担金補助及び交付金の下から4行目になります。新規就農者支援事業468万円ですけども、新規の認定者が平成20年は4人、平成21年は3人、平成22年は6人でございます。その内訳といたしまして、新規の学卒就農者が6人、離職就農者が7人で同じく13人。先ほどの内訳になりますけども13人掛ける3万円で1月に39万円でございます。掛ける12月で468万円となります。

以上であります。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 468万円でしたので確認させていただきました。そこで、成果報告書の30ページに今の数字が書いてあるんですが、新規就農者支援事業交付金自体は、大変有意義に使われている事業の交付金だということであれしく思っております。近隣市町村でも八戸市のことなのですが、こういう項目がないということで大変うらやましがられております。

ところで、こういう不況の折の年数についてであります、これは3年間というくくりがついているのですが、これを3年から5年に引き延ばすとか、また、金額であります月15万円ということだと思っております、それをもう少し引き上げていただくことはできないでしょうか。本来、こういう項目には国に対してもきちんと要求し、せめて3年間、月15万円支給というように改善できないでしょうか。今のこの支援金であります、かなり条件のよい方がこういう支援金を受けられると思いますが、日本農業の担い手は、昭和1けた時代が80歳代になり引退がふえています。農業を希望する人はいるものの、将来の見通しがたたず就農できずにいるのが実態ではないでしょうか。ぜひ、この就農者支援制度なる内容を当町においての内容もしかりですが、国に対しても新規就農者3年間は月15万円支給する、そういう制度を訴えていただき、また、定年後に農業を始められる人口もふえてきておりますので、定年就農者への支援制度を国

に対しても訴えていくお考えはございませんでしょうか。質問でございます。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） ただいまの立花寛子委員の質問ですけれども、ちょっと訂正がございます。行政報告書の主要成果による成果報告の方の関係なんですけれども、ページは30ページになります。先ほど私、6の地域農政推進対策事業のところでございます。丸がありまして、新規就農者支援事業がここのところ、大変申し訳ないのですけれども46万8,000円となっておりますけれども、これを468万円に金額を訂正していただき、地域農政推進対策事業のところの金額が477万5,917円でございます。30ページの方に行きまして、一番下の計欄でございます。8,216万9,026円と訂正のほどお願いいたします。お詫びいたして、訂正をお願いいたします。

先ほどの60歳の定年の方で、まずふえてくるということが予想されるということで、平成19年度のときには始まった当初には、2名ほどそういう方がございました。平成19年度から始まってございますけれども、そのときは8名ございましたけれども、そのうちの2人が退職者でございました。なおかつ、転入の参入者でございました。そういうのもどんどんこう、当初から見越して新規就農事業の方を進めておるものですから、よろしくお願いいたします。

金額については、いろいろこれからまた検討を重ねさせていただいて、今のところは「金額を増嵩してください」ということは、私はあんまり聞いていないんですけれども、その辺もまず金額が妥当かどうかということも踏まえまして、できるだけ多くの方が新規就農されるように臨んで、以上でありますけれども答弁とさせていただきます。

○12番（立花寛子君） よろしく申し上げます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに、13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 91ページ。19節ですね、「冬の農業」省エネ施設等整備事業492万7,000円ですが、この事業の概要といいますか、詳細をご説明ください。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） お待たせいたしました。

平成22年度の「冬の農業」省エネ施設等整備事業費の額でございますけども、これの事業費は全体では1,276万2,331円で、県費が4分の1で246万3,000円でございます。町費がそのうちの246万4,000円で、同じく4分の1でございます。あと残りの額は自己負担額となりまして、783万5,331円でございます。この事業を実際に行っている方は、耐雪型のハウスとか耐雪型ハウスとあわせて加温設備のハウスとか、耐雪型ハウスが8棟でございます。中には加温設備のハウスを一式やっている方、循環線の6基をつけている方もございます。主なるものは、耐雪型のハウスでございます。大きさはまずいろいろございますけども、それぞれが個人で設置なさっている方が2名で、農協さんを主体としてやられた方が、ハウスの方になりますけども6棟になります。冬の方のエネルギーとかそういう加温ハウスでございますけども、サクランボのハウスの方に平成22年度はつけてございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） あの、省エネって言うものですから、加温施設なのかなって思いますと、それは耐雪ハウスの方の事業ってことですか。そうすると県が4分の1ですか。そうすると町の負担分がこの分ということですよ。その事業はそれでわかりました。

省エネっていうタイトルな事業なものですから、てっきりボイラー系統なのかなって思ったりもしまして、そのバイオマスとかのそっちなのかなと思った次第だったんですよ。そんで、何を言いたかったっていうと、こういう典型的な県が4分の1だとか、町が国からそのままおりてくるタイプの事業ですよ。それで、私は前から申しているんですけども、多分、農水省なのか、農水省の事業であるのかわかりませんが、それ以外にもいっぱい補助金っていうのはありますよね。いろんなところの省庁が公表する事業もあれば、独立法人何とか絡みが窓口になってとかっていう、そういったそっちの方の補助事業の方の数の方が何倍も多いような感じがするんですよ、最近の傾向というのは。私も本当にたまになんですけど、たまにこうそういうところをブックマークをしたようなサイトを見直して見たりすると、何ですか、2カ月ぐらいしか募集がないとか、極端なのは2週間で先着順で埋まってしまったのが、埋まり次第打ち切りですみたいなそういった事業っていうのは結構あるもんなんですけれど、そういったタイプの事業というものの導入、町のシステムとしてそういう事業っていうのを掘り出しとか、そういったことの可能性っていうのは町のシステムとすると無理なんでしょうか。どうなんでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 国の直轄って言えば変なんですけども、国の補助事業でいきなり来るのがあります。ありますけども、期間が3日以内とか長くて5日ですね。もうそれ以外で報告をすべてやっている方っていうことは、逆に返せば、そういうのも情報は入ってきますけども、ある程度、農家としてそういうのを欲しくて準備している方が対象になるんですけども、その辺のを踏まえて、平成22年度もやってございます。トラクターだったんですけども、大型トラクター1台導入した経緯がございます。

以上であります。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 確かに、こういう補助金をつくりました。通達があってもそれに対応できない、全部全部対応できるとは私も思えないんですよ。ただ、そういった事業っていうのは、自治体においてくる以前にそれなりの企業の方たちっていうのは、そういう情報をすごく持っていたりするっていう傾向があるんですよ。多聞に漏れず私の情報源もそういった方からの「いつから始まりますよ」みたいなそういう情報があったりで、それに合わせてそういう「じゃあ私の方で調べてみますよ」っていうようなことが結構あったりするんですね。まあ、そういうあの本意地悪だな、意地悪な予算のつけ方だなんて思うんですね。まあ、ですけれども発表する方は「ちゃんとホームページなりネットに公表してますから、隠しているわけではありません。」とは言いながらも、それを探す労力と、いつそれを発表されるかわからないっていうようなその状況を考えると、非常に「使わなかった人が悪いでしょう」みたいな上から目線の何者でもないんですよ。ただ、そういった予算がある以上は、「そういったこういう事情があってこういう内容の補助金が欲しいんだ」っていうような、あらかじめそういった情報をバンクしておくような、そういうふうな姿勢を急にきた情報に対して対応できるようなそういう体制をとるのも大事だと私は思うんですね。それに加えて、例えば個人負担だけっていうことであればそうなんですよ。例えば、県にしろ町の負担分が絡んでくるような場合であれば、あらかじめそういった事例の予算の補助の獲得に関して、そういう予備費的な予算を町で持つておく必要があるんじゃないのかなと。そういうトータルした体制のつくり方っていうのは必要になってくるような気も

するんですけども、現実問題としてはどうなのでしょう。

○委員長（河門前正彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） いろいろとインターネットとか、そういうので国の情報も適確に注視しながら把握していきたいと思います。

あと、予算関係につきましては、前年のつて言えばおかしいんですけども、当初予算の段階である程度希望を取ってございます。予算確保するためと合わせて、県の事業であれ町がもちろん補助するわけですので、必ず確認取って。平成24年度の予算の方の関係になりますけども、既に8月31日までに希望者の補助事業をやられる方の実施事業者の希望は既に取ってございます。金額は、野菜生産等とか同じこの冬の農業とかそちらの方の補助事業を合わせてリンゴの方の関係も農林課でございますので、そちらの方も合わせて機械とかそういう導入の事業をすべて8月31日まで一応期限を決めまして、1カ月間だったんですけども広報の方にも載せてあります。それで、平成24年度の予算、事業費の方は今度検討していきます。今も既に平成23年度の方は着工の段階の方に入っております。野菜等の機械の導入の方はですね。そういう段階で進めてまいりますので、また、平成24年度の方も予算確保に向けて進めてまいりたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 90、91ページの7目ですか、畜産振興費。これに関連してちょっとお尋ねといいますか、質問と要望とちょっとこう注視をしてほしいってことを話したいんですが、実はあの、畜産でも肉牛なんかをやっているっていうのは、どっちかっていうとこの合併する前の旧福地の馬淵川から南郷村寄りの方の地域がちょうど40年ぐらい前から農協で肉牛の飼育を奨励した関係もあって、多分少ないときで1,000頭多いとき2,000頭近く飼われているんじゃないかと思います。それで最近、さっきいろいろそういう牛を飼っている農家の人から、歩いている話を聞きますと、まずこの町の中で1件、安愚楽牧場の関連で80頭ぐらい飼っている農家がお金をもらえない人が出ています。それで、いろいろ法律な相談に乗ったりアドバイスしているんですけども、それ以外にもこの原発の事故以降、飼育牛やっている農家でも例えば短角だとか、黒毛和種だとか、あるいはホルスタインとかそれぞれ育てる形態が違うわけですけども、大体、どの牛飼っている方から聞いても、何て言いますか、今の市況で牛を売れば、えさ代が取れるか

取れないかでいろんなこう育てるために労した労賃って言いますか、労賃分だとか、電気代だとか、いろいろこのたい肥をきれいにしてはき出すとか、そういう費用がまるつきし赤字になるような状況が続いていると。それで、このまんまの状況が続けば、もう辞めざるを得ないんだっていう非常に嘆きの声を聞いています。ただ私も、もうちょっと実態とか状況把握をしながら時間を経緯を見なければ何とか言えないなと思っていますが、いずれそういうので扱いの金額っていうのも調べれば、この南部町の中の農林関係の売り上げからいけばかなりの比率を占めていると思いますので、いろいろ状況を把握しながら、県とか国ではこういう救済措置を考えているとかいろいろこういう情報が入ってくると思うので、ぜひ農林課長の方からもそういう関連のところを回りながら、実態の把握と対応策が今後どういうふうに出てくるか、そこを他の町村と比較して遅れることのないようにいろいろできる手だては講じてほしいという要望をしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

次に、98ページから103ページまでの7款商工費について質疑を許します。質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 健康増進公社の件についてお伺いします。

公益法人化への移行の準備というのは、今どういうふうになっておりますか。ちょっとご説明ください。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 前にも少し述べましたが、今現在、増進公社の方でどのように移行すればベストなのかというのは業者の方に委託して調べさせております。それが、今年度の事業として増進公社の方で実施してございます。それで、増進公社の方で今年度ということ

ですから3月までなんですけれども、できるだけ、この間も町長室でお話ししましたけれども早めに増進公社としての見解といいますか、姿勢を出していただくようにこちらの方も要望しております。それを踏まえて、町の方でどのようにした方がベストなのか町なりに考えて、皆様にご説明を申し上げたいと思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） お伺いするたびに同じ答えだと思うんですけれども、あの業者委託してその方向を模索していますっていうことの繰り返しなんですけど、もう無理なんじゃないんでしょうかって私は思っているんですよ。それが、今の段階で模索していますっていうこと自体が無理な話じゃないのかなって思うんですけれども、可能性として公益法人化に移行できる可能性としてどういう要素が残っているんでしょうか。それが一つです。

それから、レストラン部門っていうんでしょうか。プラザホテルさんの方で撤退、以前ですね「撤退したいんだよね」っていう話をホテル側から言われたことがあるんですよ。議会とは別の業者会の話で。「ああ、そういう事情なんですか。」とお話しして、「そういう事情なんですか、それなら仕方ないですよ」っていう話をして帰ってきたんですけれども、もう何かそのときの話ですと8月ぐらいとかいうような期日を申してたような気がするんですが、その撤退されるといふ事実の有無と、もし撤退するんであれば、その後のその対応はどういうふうにお考えなのかご説明ください。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 最初の質問でございますけども、一般財団法人の移行がかなり可能性としてはあると感じてございます。ただ、その場合に現在の町の貸付金の整理が課題ですので、この点について主にどのようにしたらいいかというのでも検討して示したいと思っております。

それから、二つ目のバーデプラザの食堂の件でしたけれども、前に町長がちょっと申し上げましたけれどもバーデプラザの方では9月末日をもって撤退したいという意向でございます。それを踏まえまして、うちの方では広報を使って業者の募集をかけましたけども、申込者はございま

せんでした。問い合わせはございました。それを踏まえまして、うちの方では個別に業者に面談というかお話しているところでございます。ただ、その点についていろいろすり合わせとかございまして、今その最中でございます。

それから、どういう方法が考えられるかということなんですけども、まさにこの間、先週の金曜日でしたか、増進公社と私どもと、あと町長、副町長と交えてお話ししました。その中でいろいろな可能性を検討しております。それで業者が参入する場合には、そのすみ分けですね、例えばケータリングだけお願いするとかということも考えておりますし、また、業者がいない場合には町内業者といいますか申し込み運営自体はなかったんですけども、仕出し等を活用して宴会等をやる方法はないかというような形の模索ですね。あるいは食堂部分だけでも何とかできないか、あと宿泊部門だけの料理の対応がチェリウスとかいろんなところでできないかというのは検討している、まさに今その最中でございます。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） そうすると、その業者の選定ですとかどういう形態でっていうのはその町サイドの交渉っていうことですよ。そういうことですよ。皆さんご存じのように健康増進公社っていうのは、指定管理者でありますよね。指定管理者であれば、そういったのはそっちに預けたらいいじゃないかって思うんですよ。例えば、前には自動販売機のそのありましたよね。前に自動販売機の電気代を一体だれが払っているんだとか、その利益はどういうふうになるんだとかってそういうのがありましたよね。まあいろいろほかのかかわっている方々の利害関係が絡むのでっていうような話もあったようですけど、中にはそういったのを全部ひっくるめて指定管理の方に預けてしまったら、別に町は全然関係ないんじゃないのかなって思うんですよ。どういう契約をなさっているのかわからないのですけれども、そういったことをちゃんと契約に謳い直して、それでちゃんとその指定管理者として胸を張って営業を続けるのであれば、そういうことは増進公社側に全部預けてしまっただけで推移を見守るっていう姿勢が必要なんじゃないのかなって感じがするんですよ。何でこういうこと言うかっていうと、健康増進公社自体のその収益性のことが絡んできますよね。例えば、自動販売機の売り上げだってかなりあるはずなんです。今はどういう扱いかはわかりませんが、そういったものの全部彼らの経営計画、事業計画っていうんですかこういう場合は、事業計画書の中に取り込ませて、そうやってお風呂に入るだけじゃなくてバーデゾーンでアスレチックなトレーニングをする、それだけに限らずトータルして全部

経営として預けてしまうのが、むしろ指定管理者の指定管理者たるゆえんじゃないのかなって思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） まさに、今川守田委員がおっしゃったような形が考えられると思います。というのは、今は現在、目的内使用で指定管理をかけている部分と、目的外使用で町の方で行政処分として使用料をもらってやっている部分がございます、これがまた複雑な形で業者の方に反映しているという事実もございますので、その点も先ほど言いました三者の増進公社との話の中で何とかすっきりした形にできないものかというような論議もいたしております。それで、形態としてはいろんな事例が全国にございますけれども、まさに川守田委員が今おっしゃったような全部、増進公社の方に一括でも全部委託して、その中でやるという方法も一つの選択肢ではないかと思っております。まさに経営上は、一体化した形でスリム化といいますか利便性が図られるというメリットがございます。ただ、その中でこれまでやってきた増進公社のやり方っていうんですか、いろいろな手数料とか光熱費の問題もありますので、そこら辺を考えながら見直ししてまいりたいと思っております。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて7款商工費の質疑を終結いたします。

次に、102ページから111ページまでの8款土木費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて8款土木費の質疑を終結いたします。

次に、110ページから113ページまでの9款消防費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。

次に、114ページから135ページまでの10款教育費について質疑を許します。質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） ことし震災があったわけですが、学校の耐震化っていいですか、小学校、中学校、教育施設とか公民館ですね。その耐震化の対応っていうのは、現在どのような状況でいるのか簡単にご説明をお願いします。

○委員長（河門前正彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 耐震化の関係でございますが、小中学校につきましてはすべて耐震化の工事は終了してございまして、あと幼稚園でございますが南部幼稚園がまだ、耐震化が済んでおらない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 今、工藤委員が聞いたことと同じようなことになりますけれども、12校、全学校屋体及び校舎の耐震化が終了したというふうなことで報告書にも書いてございますが、この中で、屋体及び校舎はこの前ちょっとテレビを見ていましたら、耐震化を終了した学校あるいは建物等で建物等の耐震化が進められているもの、あるいはそれに付随した付帯物も耐震化が図られたものっていうふうな二通りの見方があるというふうなことで、テレビで見たんですけれども、て言いますのは、いわゆる屋体等であればバスケット等のゴールですか、ああいうふうなもの。あるいは、校舎等であれば、いわゆる本棚とか下駄箱等が地震が来ても倒れないようになっているのか。あるいはまた、天井等のはりが落ちないようにしているのかっていうふうなことでの検証をしておったのを見たもんですから今ご質問いたしますけれども、まあ、当町の場合は両方を兼ねて安全になった、あるいはまた、何かあった場合は避難ができる場所にもなっているっていうふうなことではないかなと思ってございますけれども、その辺のところをちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） お答えいたします。

松本委員おっしゃるとおり、建物自体の倒壊する恐れはなくなったということでご理解いただきたいと思います。ただ、委員おっしゃるとおり本棚が倒れるとか、天井が落下するとか電気等が落ちてくるとかそういう部分につきましては、まだ対応が済んでいないというふうなことで、今後これらについて対応していく必要があるだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） ページ数は117ページの負担金、19節、特色ある学校経営事業。大変、教育民生常任委員会に所属しておりまして、今年度の事業でも何校かを回って見させて、校長先生方の話も聞いた経緯がございます。各学校の校長先生方、このことについては大変こう、何とか、他の地域にない予算措置が現場としては大変こう、最良のもとで活動ができるということの好評なご意見を承ってきました。それで今朝ほど町長のあいさつ、また、馬場監督、議員のお話があるように、私どもも中学校統合に大変こうかかわってきた一人だったんですが、そういう意味でも町長の打ち出したこの予算と、そこに大変な成果が見られるのではないかなと。このことの教育長としてこの現場の先生方には、こういうところをどのように裁量の拡大っていうか、裁量権っていうかより効果をあらしめるためにはどのような心構えで対応されているのか、ちょっとお伺いしたいです。

○委員長（河門前正彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 今、佐々木委員からありましたように、他町村にない本町特色ある、本当に本町独自の取り組みでございますけども、本当に各小中学校ともこの予算を使っているいろいろな教育的な部分で大変有効に活用しております。それは、教科指導ばかりではなく、その地区、学区、特色を生かした学校経営、これを大変生かされております。まあ、郷土芸能を一つとってもそういう部分で予算を活用する。本当に特色ある学校づくりとか、また、スポーツの面でもやはりたくさんの効果がありますけども、大変、有効に活用されております。それで私、校長会な

んかでも、まずこの使い方を間違わないようにというようなことで、この使途についての周知徹底を校長会等を通してやっているところです。まず、今後ともこの特色ある予算、有効に活用して本町の教育をもっともっと高めていきたいなと、そういうふうなことで校長先生方も今理解しているところでございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） つい昨日の日曜日、剣吉小学校、名久井小学校でもあったそうですが、校内相撲大会があったそうです。それで、男の子はうちの息子が言うには、パンツを脱いだ上にまわしだったそうです。最初はやっぱり、そういう経験がないもんですから恥ずかしいとか、右往左往しておったそうですが、やはり、いざどっこい土俵に上がるようになると、そのまわしの効果っていうか、その相撲の動作が相撲らしくなるそうです。それで、やっぱりそういう機会じゃないと日本の国技の相撲っていうものがちゃんとしていうか、何なのかはしっかりはわからないんだろうけども、マスターされていくと。それで6年間やるうちに五、六年生の子が、その戦いをするっていうところに大変な気迫と真剣さで臨んでいるんだと。それで、何か全員ではないんだろうけども、やっぱり連番制の連番っていうか準備しながら着替えをさせていく。まわしをつけさせていく。女の子はもちろん、衣服の上からまわしをつけたそうですが、こういうところにこの今教育長が使い方を間違わないように、まあもちろん公金ですからでしょうが、その裁量権のこの拡大っていうか語弊があるんでしょうが、この生徒数がある程度減っていく中で、あなた方は予算措置のところを減らすんじゃなくて、その使途、使い方の拡大するところに与えて、その結果、文武両道が拡大されるっていうふうな方向性を、どうぞ学校経営者のトップとしての経験のある教育長ですから、おのずとそこの意味はおわかりだろうと思いますので、どうぞそのことで、我が家の孫たちが発奮してさらなる「まあじいちゃん、あんたにそっくりだ」って言われなくても結構ですので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。

次に、134ページから135ページの11款災害復旧費について質疑を許します。質疑ございませんか。17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） ページ数をちょっと忘れました。

災害復旧、大変、未曾有な台風で全国の方では被害、行方不明の方は恐らくほとんど死者というふうな形で今後出てくるのではないかなと。以前、馬淵川は、魔の川馬淵川っていうふうな表現をされた経緯がございましたが、大変、私も議員として我がエリアの馬淵川の氾濫には心を痛めながら、県の助成をいただいて水保全、水防災、宅地のかさ上げをした結果、現在、今あの床下浸水はないエリアとなりました。当然、剣吉エリアもそうでした。その折、私は絶えず二戸、あるいは馬淵川の上流域の葛巻とか、その水量、その雨量、それが3時間後に名川のエリア、あるいはこの近辺の沖積地域に水かさが来るだろうと、そういう事前な対応が被害を最小限に防ぐのではないかと。そういう結果、馬淵川の配水ポンプの設置であり、いろんな手が打たれてきたわけです。ですから、現在、その辺のこの予知方法というか、何かあの総務課からちょっと聞きましたら今は各雨量点をパソコンで引っ張り出すと、何ミリだ、警戒水位がどうかっていうのがにわかるそうですが、そういう対応はどのようなシステムを構築しているのか、ちょっと総務課でもいいし、建設課でもいいし、河川のこういう被害が来ないように対応はどうしているのか。ちょっとシステムをお伺いしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 基本的に今は河川情報のその雨量、水量等に関しましては県のシステムが稼働してございます。今から10数年前ですと、テレメーターの把握は電話で録音を聞くしかなかったわけでございますけれども、今は各地区水量計、雨量計等の数値を時間系列でパソコンさえあれば、また、携帯等でも知ることができますので、逐一知ることができます。

また、馬淵川上流ということではなくて、それに付随する安比川、熊原川、猿辺川、如来堂川と。各その上流地点での雨量、二戸だけではございませんので、それらを統合的に見まして、じゃあ剣吉、福地、南部の水位がどのくらいになるかっていうのを総合的に判断できるようになったということで、今から10年ぐらい前に比べると、非常にその適確な時間的な水位が推計できるようにはなったなというふうに思っております。

○委員長（河門前正彦君） 17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） その以前というか、土のうの準備、袋じゃなくて砂、あるいは土の入った土のうの準備なんかもされておったようですが、現在も備蓄的な対応もされているんですか。その時間的に例えば、如来堂川は町内域内ですから、まあ1時間、あるいは30分では800ミリ、600ミリってなったらすぐそういう判断できるでしょうが、例えば、葛巻であれ二戸であれっていったときに、そういう時間的なものまでも掌握されているのか。ちょっとその土のうの準備の件と2点お伺いします。

○委員長（河門前正彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 土のうに関しましては、袋で管理しているものと砂を入れてもうつくっているものとがございまして、各庁舎、分庁舎等の近くの保管所に保管している状況でございます。

また、その雨量とその時間、また、水位の関係につきましては、例えば、南部町に一切雨が降っていなくても上流に降っていれば、これは必ず上がるということで、常に岩手県北、秋田県北の雨量等も見ながら、やはり対応していかなければならないというふうに思っております。3日間で例えば、各地点が100ミリ以上超えるとなると、過去の経験上、南部町に一切雨が降らなくてもかなりの部分で馬淵川も増水するというような経験予測もございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、134ページから135ページの12款公債費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。

次に、134ページから135ページの13款予備費について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。

以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 2010年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

改善され、評価できる項目はありますが、全体として住民に対するサービス、税金として納めているお金が、住民サービスとして感じられる項目がふえるような予算であってもよかったと思います。基金をふやすだけでなく、住民サービスをもっとふやしてほしかった。若者の雇用対策や定住促進バス路線の見直し、農業対策、税金が高過ぎるため余裕がない生活を送っている人々への対策など、予算化できる財源がある決算だったのではないのでしょうか。当町の独自性を持った住民サービスを盛り込んだ予算が、これから取り組まれていくことを強く要求し、反対討論いたします。

反対討論を終わります。

○委員長(河門前正彦君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(河門前正彦君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(河門前正彦君) ご着席ください。起立多数でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

◎散会の宣告

○委員長（河門前正彦君）　以上で本日の決算特別委員会は終了いたします。

　　9月6日は、午前10時から引き続き決算特別委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

　　本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時54分）

平成 2 3 年 9 月 6 日（火曜日）

第 3 9 回南部町議会 決算特別委員会会議録

（第 3 号）

南部町議会決算特別委員会会議録（第3号）

平成23年9月6日（火）

出席委員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席委員（1名）

20番	佐々木 由 治 君
-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	工 藤 満 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	工 藤 欣 也 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君

農業委員会事務局長 坂 本 勝 君 代表監査委員 鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 根 市 良 典 主 幹 板 垣 悦 子
主 査 秋 葉 真 悟

◎開議の宣告

○委員長（河門前正彦君） ただいまの出席委員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（河門前正彦君） 本日は、本委員会に付託されました議案第51号から議案第70号までの平成22年度南部町各特別会計歳入歳出決算20件を審議いたします。

なお、各特別会計決算につきましては、歳入歳出一括で質問を受けます。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第51号、平成22年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） おはようございます。

それでは、議案第51号、平成22年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

それでは、144ページをお開き願います。歳入の収入済額合計は1億9,886万7,477円で、収入未済額は5万680円でございます。

続きまして、146ページをお開き願います。歳出の支出済額合計は1億9,886万6,665円で、予算執行率は99.2%でございます。

その結果、歳入歳出差引残額812円は翌年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、148ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。1款1項1目給

食費負担金は、児童生徒等の保護者が納入されました給食費でございまして、収入未済額は5万680円で、中学生お一人分が未納となっております。

2款1項1目一般会計繰入金は、給食センターの管理運営に要する事務費や人件費などの費用を一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、150ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。1款1項1目給食管理費の主なものでございますが、職員2人分の人件費のほか、7節賃金は給食配送の臨時職員4名分の賃金でございます。11節需用費は、洗剤購入の消耗品費やボイラー用の灯油購入の燃料費、さらには、センターの運営に伴う光熱費等でございます。12節役務費は、米飯食器の洗浄手数料のほか、配送車へ児童生徒の絵を貼った経費、各種の検査、点検手数料等々でございます。13節委託料でございますが、調理と配送助手業務の委託、さらには、ごみの収集運搬に要した経費でございます。14節使用料及び賃借料でございますが、コピー機の借上料などでございます。

※川守田稔君 着席

次のページに移りまして、1款1項2目給食費の11節需用費でございますが、給食用の賄い材料の購入経費でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 給食食材の放射能の検査方法について、生食用加工の食材に関してどのように行っているかをちょっと教えていただけますか。

○委員長（河門前正彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 皆さん新聞等で報道されておりますように、牛肉が問題になってございました。それにつきましては、特に検査等はやってございませんが、個体識別番号というもので管理されておりますので、仕入れの段階でそこはチェックはできるというふうなことになる

てございます。

あと、基準を超える放射性物質等の農産物といいますか、食材につきましては、基本的には出荷停止等になりますので、基本的には食材として提供されることはないというふうなことでございますが、今後補正等で測定器を購入するというふうなこともございますが、それらについてもちょっと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 牛肉が今大変問題になっておりますけれども、地元から仕入れている野菜類、そういったものに関しても確実に放射能は出ないという保障はないわけでありますので、その辺の検査の方法の確立をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 文孝議員の質問に関連して、私もちょっとお伺いします。

あの、ちまたで言われているようなその安全基準っていうのは、多分、あれは大人の基準だと思うんですよ。それ以外に示された基準というのは、私は見たことがない。ただ、その言われていることは、子ども、育ちざかりであればあるほど、細胞分裂が活発なその年代であればあるほどその放射能の影響っていうのは、成人男性のそれとは10倍ぐらいも違うという、影響は。そういった現実っていうのを学校サイドっていうのは、考慮に入れるべきだと私は思いながら一般質問の原稿といいますか、資料集めをしていました。悲しきかな、非常にじゃあ私らの町ではとか、うちの施設ではどういうふうに基準を設けるのかっていうような視点が全然感じられないなと思って思ったのが、一般質問でした。それで、言い残しとってはあれなんですけど、そこんところを見解を伺いたいなってずっと思っていました。

それで、ガイガーカウンターを購入なさるのであれば、1機はそういった給食センターに常備するとかですね、ですけども、搬入してきた物を施設の中で測って、もしカウントがこれはちょっとまずいっていうデータが出た場合、その代替りの食材をどのように調達するのか、さまざまな現場の混乱の事情っていうのが生まれてくるんだと思うんですけど、そういったところ

も含めてどのようにお考えか、聞かせてください。

○委員長（河門前正彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 皆さん、保護者の方も心配される内容でございます。それで、給食関係の方の食材につきましては、その日に入ってきたのをすぐ調べて、すぐ結果が出るっていうことがなかなか難しいというふうなことでございます。それで、1カ月の献立が前月にできますので、その段階で1週間とか10日前とかにその仕入れ先が決まりますので、その時点で検査の方を依頼するというふうなことになろうかと思えます。それで、川守田委員さんがおっしゃいましたように、基準というものが国の方からもある程度示されてございますが、なかなかこちらの方で決めて、それを基にして決めていくしかないのかなというふうな感じは持っております。

あと、測定器につきましても、今現在は1台当たりかなり高額な物が出ております。それで、10月ごろになりますと数万円の機器が発売されるというふうな情報もつかんでございますので、それらを整備することによって対応できるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） そうすると、食材の納入に当たって、そういう測定を義務づけるっていうことでしょうか。そういうことですね。はい。

まあ、果たして納入業者がそういうことまでできるのかどうか、私はちょっと疑問なんですけれども、そのように仕組みをつくるのであれば、それを遵守してもらいたいと思います。

それから、先ほど気になったことを申されたので、ちょっとおせっかいなんですけど言わせてもらおうと、私も、実はガイガーカウンターを1機ぐらい買おうかなってちょっと思ったんですよ。何か尋ねてくる人がそういう話をして、「おめえのところでちょっと買ってよ」みたいな、そういうことがあったもんですから、それで数万円で確かに、今でも数万円であるんですよ。秋葉原では5万円代、八戸市内ではわかりません。簡易的なこれぐらいのもんですかね、ポケットに入れて持ち歩くようなそういったのが5万円ぐらいであるんだそうです。ですけど、そういうたぐいのものっていうのは、一体全体何を測っているもんだかわかったもんじゃないと。そういう精度の部分で非常に問題があって、そういうことでしたので私は買いませんでした。どうせ買うん

だったら、私が買うとすれば、もし買えるんだとすれば、私はガイガーカウンターは買いません。いわゆるGM管、今町で購入なさろうとしているああいうタイプは買いません。買うとすれば電離箱ですね。すごいでっかくなるんですよ。担いで運ぶっていうのもちょっとできないようなそういう施設なんですけれども、そういったものがあってアルファ線が検出されているのか、ベータ線が検出されているのか、ガンマ線なのか、中性子線なのか。そういう放射線の種類を把握した上でシーベルト換算、つまり体に対して健康に対してどれほどのダメージを被るのかが推計できるわけですよ。その代替品として、いわゆるシンチレーション式っていうのがあるようなんですが、その誤差範囲が15%程度って、まあそのぐらいだったらいいのかなっていうような、今のところは印象でした。ですけれども、今は絶対的に物が不足しているんだそうです。注文しても2カ月かかるか、3カ月かかるかわかりませんっていう、そういうプロパーの方のお話でした。そういう経緯があるもんですから、一般質問からこうやって聞いてますと、何か非常にじゃあ私たちの町はどういう基準でやりましょうとか、こういった場合はどう対応しましょう。そういう姿勢が全く見えないっていうのが印象なんですね。一般質問でも言いましたけれども「今のところは出てないので大丈夫かと思います」みたいな、そういうふうな考え方っていうのは、危機管理っていうところでリスクコントロールっていうところに考えますと非常に危うい考え方だと思います。

話を戻します。納品業者に対してそういう義務づけるのであれば、どういう仕組みでそういうことを徹底なさるのか、あとでよろしいですからその詳細を教えてください。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

.....

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君）　議案第52号、平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君）　それでは、議案第52号についてご説明を申し上げます。

ページ数は、155ページからになります。最初にこれまでの繰り入れの状況なんですけども、平成7年度から始めまして、平成7年度は一般会計でございました。それが平成15年まで年々、繰入額がふえてまいりました。平成15年度は消費税が導入されまして、一番ピークの状況でした。一時、平成17年度の合併、いろんな経費がかかったときにこれに近づきましたけども、平成17年度の合併以来、年々繰入額を減らしてきております。最高で2,500万繰入額があったわけなんですけども、現在、平成22年度においては2,080万となっておりまして、前年比110万の減でございます。

それでは、詳細についてかいつまんで説明したいと思います。ページ数は160ページ、161ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目農林漁業体験実習館使用料でございます。予算額1,447万1,000円に対して、1,306万7,943円の収入でございます。予算額に対して90.3%でございます。これは、入浴とか宿泊、会議の使用料でございます。

それから、2款1項1目財産売払収入でございます。予算額が3,192万1,000円に対して、3,038万9,109円となっております。95.2%の収入でございます。これは、食費等売払収入なんですけども、料理とか飲み物等の販売が収入となっております。

それから、続きまして3款1項1目一般会計繰入金でございます。先ほどもちょっと説明しましたけれども、2,453万9,000円の予算額に対して、2,080万円の収入となっております。先ほども説明しましたけれども、前年比110万円の減となっております。

4款1項1目繰越金でございます。12万3,000円の予算額に対し、12万3,579円。前年度繰越金となっております。

歳入合計でございます。予算額7,105万5,000円に対して、6,438万631円。90.6%でございます。前年比の7.3%の減となっております。地震等の特殊事情がございました。

それでは、続きまして歳出の主なものについてご説明申し上げます。162ページにお進みください。1款1項1目管理運営費でございます。予算額7,095万5,000円に對しまして、6,424万1,064円。90.5%の執行率でございます。区分でございます。8節の報償費でございますけども、これは謝礼となっております。ぼたんカードに係る経費でございます。それから、11節需用費でございますけども消耗品、これはタイヤとか事務費の消耗品、それから燃料費については軽油とか重油、ガス等の経費でございます。それから光熱水費。それから修繕料、ボイラーとか看板等の修繕が主なものでございます。それから賄材料費については、料理に使う賄材料費でございます。それから、12節の役務費でございます。これは、通信運搬費は電話とかデスクネッツ等もでございますけども。それから手数料でございます。これは、旅行予約システム、楽天を使ってございますけども、このほか水道検査とかタイヤ交換の手数料になってございます。それから、保険料については、何かあったときの傷害保険の保険料でございます。クリーニング料については、シーツのクリーニング料が主なものでございます。13節の委託料でございます。施設管理業務、主にエレベーター、浄化槽、それから電気点検、それからボイラー等の委託業務でございます。それから19節の負担金補助及び交付金でございますけども、商工会費。これは、商工会に加入しておりますのでその経費、退職手当組合は5名分の退職手当の経費でございます。あと、防火管理者協会の負担金が5,000円となっております。

歳出合計でございます。予算額7,105万5,000円に對し、6,424万1,064円。90.4%の執行率でございます。歳入歳出差引13万9,567円となっております。

あと、実質収支に関する調書、64ページになりますけども、歳入総額6,438万円。歳出総額6,424万1,000円、歳入歳出差引額が13万9,000円。実質収支額は13万9,000円となっております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 単純に二つほど質問させてください。

あの、特別会計にした理由と、それからまあ今までの決算からいけば、大体、繰り入れが2,500万近くあったのが2,080万に減ったっていうことは、経費の削減に努めたのが理由なのか、あるい

は売り上げがふえたから繰り入れが少なくて済んだのか。

あとは、いわゆる、何ていうんですか宿泊料の売り上げ、あとはレストラン部門の売り上げと、いろんな物品の売り上げがあると思うんですけども、その辺がどういうふうになったのか、簡単に説明をお願いします。

○委員長（河門前正彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） ありがとうございます。

私もちょっと舌足らずで聞きづらかったかもわかりませんが、まず特別会計にした1点目の説明です。最初は、途中からということで一般会計だったんですけども、特別会計にした理由というのは、やはり自立した経営を目指すってということでございます。一般会計に頼って補正等を安易にしないように、その会計の中で、できればぎりぎりの形でやっていくってというような心構えを供したものと理解してございます。

それから、二つ目の削減に努めたってことの理由でございますけども、1点目はおっしゃったように経費の削減、例えば、ことし騒がれている節電ですね。ずっと前からやってございます。ですから、ことしの実績については、節電によって額がぐっと下がっておりません。昔から節電をもうぎりぎりやっているというような形でございます。あと、経費に関してもどうしても地元ということで地元の食材とか使う部分もございまして、なるべく多く買うところはまとめると。あと、契約等の見直し。それから一番変わったところは人員配置の見直しだと思います。これから前には専従職員が町から行って、町の給与で、特別会計で払っているような形だったんですけども、それを引き上げて一般会計の方にしてできるだけチェリウスの職員で行うようにしたということが一番の大きな点。それから、事由に関しても、例えば、時間によってパートで足りる部分、それから臨時職員、あるいは長期で6カ月以上雇わなければいけない職員というのをはっきり示しまして、その形にあったような職員の配置というものをやってございます。

あと、すいませんちょっと最後になり過ぎるかもわかりませんが…。利用状況でございます。平成22年度の利用状況については、入浴については3万2,522人。前年比3,400人減となっております。それからあの、チェリウス、実習館自体の利用状況でございますけども、およそ3万5,000人ぐらいですね。前年度比260人ぐらいの減となっております。入浴は横ばい状況、それから実習館については、ばらつきがございまして。あと、宿泊については年々下がってきている状況、そんな形になってございます。それから、レストラン業務も一時、横ばい状況だったん

ですけれども少し下がって、昨年については震災の影響、3月の影響等もございますので少し下がってきたというような状況になってございます。

以上、ちょっと質問が足りなかったかもあると思いますけれども、答えとさせていただきます。

○委員長（河門前正彦君） 14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） いずれ、これも公営企業法のいろんな縛りがいずれかかってくるのかどうかは別としても、今の課長の説明を聞いててもちょっとこう、うまく聞き取れない部分もあってあれですけれども、あとでもいいですのでこの大ざっぱなこの経営状況の例えば、宿泊何人泊って何ぼ売り上げがあったとか、レストラン部門は、大体お客さんが何人ぐらい来て、売り上げはこれぐらいあったと。できたら、過去何年間のデータとかあれば、それをみんなで議論をしながら、要は繰り出しが何ぼでも少なくとも、うまくお客さんが集まることをみんなで知恵を出さなければならぬと思いますので、一つ、頑張るようにこれからもよろしくお願いします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第53号、平成22年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 165ページをお開きください。議案第53号、平成22年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について、主な内容につきましてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。166ページをお開きください。歳入であります。一番下の行の歳入合計ですが、予算現額580万円に対しまして、調定額、収入済額とも784万3,006円で、予算現額と収入済額との比較では204万3,006円の増となっております。理由といたしましては、前年度の繰越金の増であります。一方、みどり市からの環境整備協力費はボートピアなんぶの売り上げが伸びないため、昨年度と比較して1.1%の減の519万1,633円となりました。

次に、168ページをお開きください。歳出であります。一番下の行の歳出合計であります。予算現額580万円に対し、支出済額は526万5,190円で53万4,810円の不用額となりました。

支出の主なものについてであります。173ページをお開きください。8節の町道清掃作業への報償費であります。46町内で121万2,250円で行いました。14節の町道維持管理の機械借上料は、179万9,595円でありました。19節では、平成19年度から実施しております笑顔あふれるまちづくり支援事業助成金。平成22年度の交付は、昨年、平成21年度と同数で行いましたが8団体で175万4,385円となっております。

最後になりますが、174ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。歳入総額が784万3,000円。歳出総額が526万5,000円。歳入歳出差引額が257万8,000円の実質収支額となります。この額は翌年度へ繰り越しとなります。

以上、ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 173ページの19節の笑顔あふれるまちづくり支援事業について、ちょっ

とお伺いしたいと思いますが、行政報告書の方に各団体の事業内容を大体書いてありますけれども、その詳しい金額とか、事業内容とかそういった資料がございましたらいただきたいのと、まあ、今まで昨年度だけでなくその前にどういった事業があったのか。また、応募したものから漏れるのもあるのか。また、その漏れた理由というのはどういったものがあるのか。ちょっとその辺もお聞かせいただければ参考までに。

○委員長（河門前正彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

今までどういうこの団体があるかというのは、あとで表によってお示しいたします。

それから、どういう漏れというか落ちたのがあるかということですが、例えば、今回、平成23年度の例ですけれども1件あります。それはあの、経常経費っていいですか、普段、例えばこの補助金をもらわなくても支出しなければならないというような経費についてとか、そういうような事業については遠慮いただいたってというような感じで…。

○2番（夏堀文孝君） 具体的には。

○企画調整課長（坂本與志美君） 具体的にですか。今回、平成23年度の例ですと、ぼたんカードの事業というのを…。ぼたんカード1枚満点になれば、灯油18リッターっていうのがありましたけれども、それについては、今までもずっと商工会のぼたんカード組合の方でやっておりました。それについての経費の助成の支援ということでしたけれども、それはちょっとこの趣旨になじまないんじゃないのかということで、落としたといえますか、審査の方で落としてございます。

それからあと、今まで祭り関係が多いんですけども。平成19年度は、4団体で祭り関係とか馬淵川の環境保全というような団体、馬淵川を愛する会とですね。それから、剣吉の商店会とかでございました。平成20年度は、4団体でございました。長坂下のほたるの会の方とか、あとは、斗賀の部落会ということで、これも権現太鼓の太鼓の張り替えとかそういうような使用でございます。それから、平成21年度については、8団体でございました。これも祭りとか、それから商店会とか自主防災会とかそういうものがございました。

あとで一覧表はお示しいたします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第54号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 175ページからになります。議案第54号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

ページの178、179ページをお開きください。一番下段になります。歳入合計、収入済額が28億3,023万2,473円となっております。

次に、ページの182、183ページをごらんください。これも一番下段になりますが、歳出の合計が27億3,110万1,656円となっております。歳入歳出の差引額が9,913万817円。このうち、3分の1に相当する額を基金に繰り入れするものであります。3,304万3,000円を基金とし、残りを平成23年度の繰越金とするものであります。

次に、歳入の主なものをご説明します。次のページをごらんください。1款国民健康保険税、

1 項 1 目の一般被保険者国民健康保険税になります。国民健康保険税の総額は 6 億 5,772 万 7,839 円と。平成 21 年度と対比しましておよそ 5,000 万程度を減額となっております。調定に対する収入済額は 65.23% となっております。1 目の一般被保険者国民健康保険税、1 節の医療給付費分現年課税分をご説明しますと、調定額が 4 億 7,011 万 5,535 円に対し、収入済額が 4 億 2,078 万 6,183 円となり、89.5% の徴収率となっております。徴収率を 65% まで下げている要因としましては、滞納繰越等の徴収が低いためと思っております。

次に、一番下段の方になりますが、3 款国庫支出金、1 項 1 目の療養給付費等負担金になります。収入済額は、5 億 6,937 万 4,384 円となっておりますが、内訳については次のページをごらんください。186 ページ、187 ページの一番上段になります。1 目療養給付費等負担金は、現年度分、調定額 5 億 6,699 万 8,277 円に対し、収入済額が 5 億 6,699 万 8,277 円。内訳としましては、備考欄にございます。一般被保険者療養給付費等が 4 億 604 万 6,938 円。老人保健医療費拠出金として 58 万 3,496 円。後期高齢者支援金分として 1 億 587 万 4,892 円。介護納付金としまして 5,449 万 2,951 円となっております。これは、療養給付費、いわゆる歳出でいうところの医療費の国が負担すべき 34% に相当する額となっております。

次に、3 款 2 項 1 目、国庫補助金の財政調整交付金ですが、中段になります。これは、国の負担すべき療養給付費の 9% に相当する額となっております。収入済額は 2 億 5,035 万 3,000 円となっております。内訳は、備考欄の方についており、先ほどの療養給付費国庫負担分の説明と同じような部分で、9% の負担率となっております。

次に、5 款の前期高齢者交付金、1 項 1 目の前期高齢者交付金ですが、これは、社会保険診療報酬支払基金からの歳入となるものでありまして、退職被保険者にかかわる部分でございます。4 億 2,163 万 1,736 円となっております。

次のページをごらんください。6 款の県支出金になりますが、一番上段の 1 目、高額医療費共同事業負担金と。これは、レセプトの 1 件当たり 80 万円を超える高額療養費にかかわる部分でございます。高額医療費の共同事業としまして、収入済額が 1,377 万 1,037 円となっております。

次に、2 項の県補助金、1 目県財政調整交付金。国は 9% の負担率ですが、県は 7% の負担率となっております。療養給付費の 7% の負担分が、1 億 2,000 万 9,000 円となっております。

次に 7 款です、共同事業交付金。これは、1 目と 2 目二つに分かれておりますが、レセプト 1 件当たりの 80 万が 1 目の高額医療共同事業交付金。1 件当たりの 30 万以上の高額療養費が保険財政共同安定化事業交付金の対象額となるものであります。合わせて、3 億 5,760 万 3,279 円の歳入となっております。

それから、下段になります。9 款の繰入金、2 項 1 目の一般会計繰入金は、2 億5,028万6,359円となっております。

次のページをお開きください。190ページ、191ページになります。下段の方になりますが、2 項雑入とございます。1 目の一般被保険者第三者納付金としまして、842万6,206円という収入済額がございますが、これは、一般被保険者の第三者納付金 7 件の収入となっております。第三者行為というのは、交通事故等の加害者から支払われるものであります。

次に、歳出の主なものからご説明します。196ページ、197ページをお開きください。中段になります、2 款の保険給付費になります。支出済額が17億4,314万933円。この額は、前年度より 4 %ほどの増で、金額でいきますと729万7,949円の増という状況でございます。それから、1 目の一般被保険者療養給付費は、支出済額が14億4,980万4,271円となっております。これは、前年度に比べ1,084万4,166円ほど減額となっております。一般被保険者の療養給付費、いわゆる医療費は減少ぎみということになります。反して、次の 2 目の退職被保険者等療養給付費は、支出済額が8,065万7,728円で、前年度に比べ180万円ほどの増となって、増額の傾向となっております。

次に、下段の 2 項高額療養費。こちらの方は、支出済額が 1 億8,202万7,290円となっております。前年度に比べて10%、かなりの増額となっております。

次に、198、199ページをお開きください。中段になります、左側の 3 款後期高齢者支援金。これは、3 億1,962万6,103円の収入となっております。4,458万3,810円ほど、前年度より減少となっております。

次に、200ページ、201ページをお開きください。中段よりやや上になりますが、6 款の介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金。収入済額が 1 億6,027万3,386円となっております。前年度比で 5 %ほどの増額となっております。

次、その下の 7 款の共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金。それから、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金。これは、歳入の際にご説明しました高額 1 件当たりの80万及び 30万で仕分けされるものでありますが、合計で 3 億3,238万1,561円の支出となっております。9 %ほどの増となっております。高額医療費の増額が顕著に見られます。

次に、202ページと203ページをごらんください。9 款の基金費、1 項 1 目の財政調整基金積立金としまして支出済額が6,322万915円となっております。

次の206ページをお開きください。実質収支に関する調書となります。歳入総額28億3,023万 2,000円。歳出総額27億3,110万1,000円。歳入歳出の差引額が9,913万1,000円となり、実質収支額が9,913万1,000円。うち、基金の繰入額が3,304万3,000円となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、184ページ、歳入のところではありますが、総括質問ですので、まとめたものを読み上げて質問させていただきます。

まず、1款1項1目、2目に関連しての質問であります。基本的な実態を示していただきたいと思います。現在の国保加入者の人数、世帯数、滞納世帯数、短期保険証と資格証明書の発行数。また、高校生以下の子どもを有する世帯での滞納世帯数。その世帯の内情といいますか、実態はどのようなになっているのでしょうか。子供だけでも保険証を持たれているのかどうか、その実態をまず1点、質問いたします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） ご説明します。

歳入の1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税の根拠となります加入者は、3月末で7,430人となっており、前年度より315人ほど減少しております。また、現在の国民健康保険の加入世帯としましては7,312人と、加入世帯は3,768世帯となっております。内訳としましては、一般被保険者が6,933人、退職被保険者が379人となっております。このうち、平成22年度末の滞納世帯は691世帯ございます。これらの滞納世帯に対する短期被保険者の発行数は、平成23年8月末現在で95世帯、215人となっております。また、資格証明書の発行数は、平成23年8月末現在、85世帯の145人に資格証明書の発行をしております。この短期被保険者証の発行の世帯の中に、高校生以下が含まれている人数としましては、50名となっております。世帯数にしまして20世帯。それで、この50名の中には、中学生以下の児童生徒等が21名含まれております。ちなみに、資格証の活用でございますが、70歳以上74歳。それから、高校生以下には資格証は発行しておりません。短期の保険者証を資格証明書が発行される世帯ではありますが、短期の保険者証を発行しております。

以上であります。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず最初に確認したいことでありますが、短期保険証をいただいている世帯の説明がありましたが、その短期保険証を無条件でといいますか、保険証を納められなくても短期保険証をそのまま持たれているのかどうか。まず1点、確認したいと思います。その短期保険証にかかわっての質問であります、私が調べたときには短期保険証は1カ月の期限でありましたが、現在3カ月とか4カ月に延長されているのかどうか、この実態を示していただきたい。あと数点ありますので、お願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 先ほどご説明申し上げればよかったわけですが、一応、40歳から74歳の方々への短期保険者証は、4カ月有効なものとなっております。また、資格証を発行しなければならないが、今、病気療養中という方にも4カ月の短期保険証を発行しております。

高校生に対しましては、6カ月の短期保険者証を発行しておりました。ちなみに、これは平成22年9月の一般質問で立花議員にもご説明申し上げているところであります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この国保税の問題につきましては、国会でも大変問題になりまして、病気になっても重症化されたり、また、死亡されるという事件がありまして、急病のときには短期保険証をいただけるようになり、大変、改善はみたことはすばらしいことであります。その点は、本当に感謝申し上げます。

ところであの、国保税を納めきれない方、急に病気になってどうしても病院に行きたいけれども、滞納しているのでどうしたらいいとか、そういう相談に税務課でもいいですし、健康福祉課でもいいのですが、このように相談に来た方で「保険証を渡せません」と断られた方はおられるでしょうか。

また、急な病気で病院に行きたいけれども、医療費にも事欠いている方もおられます。そこで、国では国保法44条という国民健康保険証44条では、国保に加入する低所得者に対し、これは病院

窓口ですけど窓口での自己負担を軽減、免除する制度をつくるように各市町村に義務づけておりますが、この適用をしていただいているのかどうか、あわせて質問いたします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 初めに、最後の限度額への調整ということで制度化はしております。窓口負担、税証明を持って行って、税証明というより限度額証明書というものを税務課及び健康福祉課で発行していただいて病院に行きますと、入院費等の高額にかかわる部分は支払わなくてもいいという制度の適用をしております。

それから、急病の場合の短期保険者証。先ほどもご説明しましたが、療養等を理由としたものの方への短期保険者証は、今現在で5世帯の5人の方に4カ月の短期保険者証を発行しているという状況でございます。原則、税務課及び健康福祉課に納税相談においでになれば、理由が正当な理由と認められた場合は、その場でも保険証を発行することもございます。ただ、正当な理由なく、ただ「歯医者に行きたいからすぐ保険証を出してくれ」という言い方等は断る場合もあると思っておりました。あくまでも、正当な理由というもので保険者証を発行するというものなるうかと思います。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ところで、国民健康保険法44条についてのその適用について、どのぐらい住民の皆さんに周知徹底されているのでしょうか。全くこの44条が機能していないと考えておりましたが、どのように適用されているのか。申請方式ですので知らない方がほとんどだと思いますが、どのようにお知らせし、活用されているのか実態をお聞きいたします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

広報等にも周知は図っておりますし、あとこういうハンドブックなるものを保険証の更新時には各世帯、保険者に全部入れて周知を図っているところであります。

それで、限度額の申請につきましては、昨今多くなってきておりますが、周知が不徹底と思われる節がございますのであれば、今後もまた広報及び回覧等で周知を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（河門前正彦君） ほかに。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、これ最後にいつも訴えていることではありますが、国保税があまりにも高過ぎるために、滞納世帯数が年々ふえているのは実態だと思います。

そこで、町には国保基金が赤字ではなくあるわけですので、なぜ、この国保税を引き下げただけなのか、あまりにも冷たい町の対応ではないでしょうか。何としてでも自治体としての暮らし、福祉護る姿勢を取り戻していただきたいと思っておりますが、最後にやはり、これは町長の答弁を求めるものであります。福祉の心を取り戻していただきたいと考えておりますが、「国保税引き下げは全く実現できない」このように町長は答弁なさるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（河門前正彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 国保税につきましては、立花議員さんからいつもいろいろご意見をいただいているわけですが、基本的には国保会計の中でやっていきたいということと、合併当時、国保の基金は3億程度ございました。それで、この基金を活用させていただいて、本来、合併前のそれぞれの町村、保険料も違うということで、その合併時点でもう既に実は上げなければやっていけないと、こういう状況でございました。ただ、やはりすぐ上げるということ、また、このことはまた国保加入者にとっても厳しいだろうということで、その基金を活用させていただいたわけですが、2年でその基金はなくなったんです。ですから、我々も逆に国保税を上げないようにするためには一定の基金という部分を確保しておくことによって、逆に上げなければならないときに活用して、上げられないようにしていくということも、これは大事なことでこう思っております。むやみに基金をふやしていくという考えは持ってございません。そういう部分が、しっかりまた活用しなければならないというときには活用させていただいて、加入者の皆様にも大きな負担にならないようなという考えでまず取り組んでいきたいと、こう思っております。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） とにかく、町長はそのような答弁になるでしょうけれども、全くその基金をゼロにしろとこちらでは訴えているわけではありませんので、基金の一部を取り戻して国保税引き下げに努力していただきたい。よろしくお願いいたします。終わります。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2010年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

公的医療保険制度は、社会保障制度であるため、国に対して予算の増額や補助率の引き上げを要求し、国保加入者の負担を幾らかでも軽減するため努力していくことは当然の姿勢であります。政府与党の社会保障切り捨て政策のもと、年々、国民健康保険税が引き上げられていることが大きな要因ではありますが、町独自の減免条例の拡充や医療費免除などの方策をとっている自治体はあり、それと比較しても当町のやり方は、国保加入者まかせと言わなければなりません。国保税引き下げを要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（河門前正彦君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時09分）

.....
○委員長（河門前正彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）
.....

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第55号、平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

※川守田稔君 着席

※佐々木元作君 着席

○健康福祉課長（有谷隆君） 209ページになります。議案第55号、平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明します。

214ページ、215ページをお開きください。歳入からご説明します。歳入で1款1項2目の審査支払手数料交付金としまして、収入済額が502円。

次、4款の中段になりますが繰入金、1項1目の一般会計繰入金が92万7,116円。繰越金としまして、5款1項1目の収入済額が50万9,345円。

6款の諸収入、1項1目雑入の収入済額が54万1,386円となっております。この諸収入、雑入に関しましては、八戸市民病院からの医療費の過誤の還付金となっております。

※工藤久夫君 着席

※小笠原義弘君 着席

次のページをお開きください。216、217ページになります。歳出になります。中段、2款1項1目の償還金になります。23節の償還金利子及び割引料の支出済額が197万8,349円となっております。償還の内訳としましては、国が70万、県費が17万5,019円、合計197万8,349円となっております。

次のページをお開きください。実質収支に関する調書になります。歳入総額197万8,000円。歳出総額197万8,000円で、実質収支額が0円となり、この平成22年度の決算をもちましてこの特別会計は廃止になります。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第56号、平成22年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 219ページになります。議案第56号、平成22年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、224ページ、225ページをお開きください。歳入の主なものからご説明いたします。上段の1款保険料になります。1項介護保険料、収入済額が3億2,444万6,968円となっております。1目の第1号被保険者保険料は、現年度分で3億266万3,425円、101%の収納率となっております。2節の現年度分普通徴収保険料は、2,050万2,225円収入済額で、これは67.8%の徴収率となっております。

次に、中段になります。3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金は3億7,722万4,275円の収入済額となっております。これは、介護サービス給付費の国の負担分であります施設サービスの分が15%。その他、居宅にかかわる部分が20%の負担分に相当する額となっております。

次に、2項国庫補助金、1目の調整交付金。収入済額が、現年度分が1億8,439万5,000円となっております。調整交付率は、平成22年度は8.99%となっております。介護給付費の8.99%の相当額となっております。

次に、226ページ、227ページをお開きください。一番上段になりますが、4款の支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は6億2,226万8,958円で、社会保険診療報酬支払基金より基金の負担分の30%に相当する額となっております。

5款の県支出金、1項1目の介護給付費負担金になりますが、収入済額が2億9,185万1,501円。これは、介護給付費の施設費に関する部分の17.5%、居宅のサービスに関する部分の12.5%に相当する額となっております。

一番下段になります。7款の繰入金、1項1目の介護給付費繰入金。収入済額が2億5,989万2,000円となっております。次のページをお開きください。現年度分で、介護給付費繰入金は町負担分の12.5%に相当する額となっております。

中段になります。2項の基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は798万円となっております。1号被保険者の保険料に充当するものであります。

8款繰越金、1項1目の繰越金は4,581万6,632円となっております。

次に、232ページ、233ページをお開きください。歳出の主なものからご説明します。

234ページの一番上段になります。2款保険給付費、1項1目の介護サービス等諸費となりますが、これは要介護度の1から5の認定者へのサービスに資する歳出でございます。支出済額は

18億9,150万217円となっております。内訳としましては右側でございますが、主なものでは居宅介護サービス給付費。こちらの方が5,900万ほどの伸びを示しております。それから中段より若干下ですが、6目の介護予防サービス等諸費になります。支出済額が6,280万2,168円。これは要支援の1、2への認定者へのサービスとなります。こちらの方も、備考の負担金の介護予防サービス給付費の方が若干ではありますが伸びを示しておりました。

次のページをお開きください。次に、中段よりやや下の2項包括的支援事業・任意事業費というものがございまして、これは介護予防に関する諸事業を行ったもので、1,276万1,207円の支出済額となっております。

次の238ページ、239ページをお開きください。中段より下段になりますが、4款の基金積立金、1項1目は介護給付費準備基金積立金が697万3,979円となっております。

次、一番下段になりますが公債費、5款1項、次のページになります。2目の上段になりますが財政安定化基金償還金とございます。こちらの支出済額は490万3,131円となっておりますが、これにより財政安定化基金からの借入れを受けた部分は、全部償還で本年度で償還が終えるという状況となっております。

次に、6款の諸支出金、1項2目の償還金でございまして、964万6,356円を償還しております。主な償還金の内容としましては、国庫補助金及び支払基金等への返還金となっております。

次に、242ページをお開きください。実質収支に関する調書となります。歳入総額は21億9,986万2,000円。歳出総額は21億7,704万2,000円。歳入歳出差引額は2,282万円。実質収支額2,282万円となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この介護保険制度を取り巻く環境も、介護保険料利用料の高騰で大変使いにくい、評判の悪い制度になってきておりますが、措置費が廃止されたわけで、個人の支出に負うところが多い制度で大変難しい内容になってきていると思っておりますが、まず、これも国に対してこういうところに予算の増額を認めていないがために、介護保険料利用料の負担が介護保険利用者に重くのしかかっているということが言えますが、ところで、国に対して介護保険財政に対する公費負担を拡大してほしいと要求している動きは、どのようになっているのでしょうか。

か。町長がかかわっております全国町村長会とか、どのような動きになっているのか、まず、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お願いします。

今現在、第5期の介護保険計画を策定する年度の終盤となっておりますが、まだ、国から基準が示されていないという状況がございます。この国からの基準が示されることにより、今後の公費負担等が定まってくるものと思っておりますので、その通知を待っているという状況でございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 現在、私は県の町村会長はもう終わっていますので、直接、全国町村会の方の会議には出席はないわけですが、県の町村会においても毎年、国保のそれぞれの地方自治体の安定化に向けてということは毎年、全国町村会、また、全国町村会においての毎年の要望内容に含まれております。そういう声は、私どもも毎年上げているということとはご理解いただきたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） これも国保税引き下げと同様に、町独自の介護保険料利用料の引き下げは、基金の一部を取り崩してでも利用しやすいように改善していただきたいと考えております。この点はぜひ、おくみ取りいただきたいと思います。

ところで、障害者控除、障害者控除の制度。これは、介護保険利用者でも障害者控除が受けられるように改善された大変よい制度であります。その内容を広報なんぶちょうに掲載していただき、大変喜ばれております。

そこで、それに関連しての質問なのですが、この障害者控除に対して、どういう内容なのか。どのように利用できるのかなど相談件数は何件だったのでしょうか。そして、実際に障害者控除を

申請された件数をお知らせください。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

障害者控除の制度に関してのご質問ですが、件数等は今手元にございませんで、後ほどお知らせするというご了解いただきたいと思います。

また、障害者制度に関しましては、介護保険制度は65歳から第2号保険者として介護保険を利用するわけですが、身体障害者の一、二級を取得した方々は介護保険制度の方を優先すると。65歳以上は優先するというごことで身体障害者の介護サービスよりも老人の介護サービスの方を優先するというごことになっております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ところで今、当町でも特別養護老人ホームの建設を望む声強いわけですが、病院とかその特養ホームを誘致する。また、こちらにおいでになるという動きはないでしょうか。本来であれば、学校建設と同じように特別養護老人ホームを町主体でつくり、その建設業者とか働く皆さん方により影響を与えるように、町が特別養護老人ホームを経営することは困難なのかどうか。こういうせっぱ詰まったところまで実情は来ているわけでありませう。そして、そういう計画など、また、実際経費を計算されるなどしたことがおありでしょうか。また、計算していくという考えはおありでしょうか。質問いたします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

3年に一度の介護保険計画を策定する際には、今現在、特別養護老人ホーム等を運営しておられる法人さんの方々からアンケートをいただいて、今回の場合は第5期に関連しますが、平成24年度から26年度までの法人さんの増床計画、及び新たなデイサービス等の開設等の計画があるかどうかということは、計画を策定するに当たっていただいております。この計画に基づいて、

1床ふえるごとにいわゆる介護保険サービスの支出が出てくるわけですので、それらの積算をもって介護保険計画の介護保険料が確定するものであります。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） これはあの、町長にぜひお願いしたいことではありますが、こういう特養ホームの建設費用がそのままそっくり介護保険料利用料にはね返っては、本当に大変なことになります。この点での国の公費負担を建設費用とは別に、賄っていただくように訴えていただくことはできないのでしょうか。これはぜひ町長でなければできない仕事だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 特別養護法人ホーム等の施設の建設費は、法人さんの負担ということで考えておりました。直接、町の方にはね返るのは、利用者がふえる、利用できる施設がふえることにより、介護サービスが高額になっていくということでございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） すいませんね。飽きましたか。

あの、関連として伺いたいことがあります。施設に入っておられたお年寄りの方が、具合が悪くなって病院に運ばれたそうです。そこで入院なさって治療を受けて、戻るところがなくなっちゃってと。まあよくあることです。よくあることっていうか、以前、私の姉とかもそういうあれで随分苦労したことは私も知っています。いまだにそうなんだなっていうふうに思ったんですよ。先日、ある人が話しかけに来たので、そういう話をされました。「あの、一体全体南部町の地域医療っていうのは何だもんなのよ」っていうふうな聞かれ方をしました。地域医療っていうのもいろいろな答え方があるなって思いながら言いたいことを話聞いてましたら、そういうことでした。それで、確かにそういう例えば施設から出て、一たん出られるとまた継続っていうの

がご破算になって、またどこに入居させるかっていうことをそういったことをその家族が、そのたびに苦勞しなくちゃならない状況がまだ続いているんだなっていうふうに改めて考えたんですけれども、そういったその雑多なことを、その介護っていう町の中の仕組みの中で、ちゃんとそういう手配を行政の方で面倒を見てあげるってというような現在の仕組みを飛び越えて、そういう措置をしてあげるといようなことはできないものでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、特別養護老人ホーム等に入所している方がいわゆる病気になって、治療を必要とした場合は病院に移ると。これが1週間ぐらいでしたら、そのままの継続も可能ですが、長期になる、または帰ってくる見込みがないと。そういった場合は解除になるということで、回復して施設に戻った場合は再入所の手続きが必要になる場合もおうおうにしてあり得るわけでございます。ただ、この際に大体、どれぐらいで帰れるのかというのがはっきりわかったような病気であれば、地域包括ケアのケア会議において3週間ぐらいの退院ですという予想がつけば、その3週間の間は、法人さんのベッドをあけることなく待機、及び在宅で入所を希望している方々のショートステイというものを利用したりして、ベッドのあきをなくするという法人さんがおうおうにしております。ですから、退院する見込みがたっている方に関しましては、ケア会議等でのコントロールは今も行っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 13番、立花稔君。あっごめんなさい。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） あれ、何て言った。川守田です。

わかりました。わかりましたけれども、そのときの会話で改めて思ったのは、私は前から申しているつもりなんですけれども、家族の中に年寄りであれ、若い方であれ、病人が出て入院ですとか、そういったことっていう老人であれば介護が必要ってことになる、その家庭の生活が多かれ少なかれ変わりますよね。皆さん経験があると思うんですけれども、そういうその生活が変わる中で、こういうこともあれしなきゃなんないのか。例えば、次の施設を探すっていうその見込みが見えてない段階でいろんなところを回らなくちゃならないその苦勞と、探している間の心

理的な不安のことですとか、そういったのがやっぱついて回るんだと思うんですよ。介護っていうのは、本人の問題っていうことは多分、一番のことなんでしょうけども、家族の大問題っていう側面を忘れてはならないとつくづく思うんですね。ですから、そういう家族の方のさまざまなそういうケアっていうのを考える方向の5次計画。可能なんであれば、そういう反映をさせていただきたいと思って、一言、私に話してきた方の意見を議会に届けるという姿勢でもって発言させてもらいました。

非常に普遍的な課題を持ったことだと思いますので、一言発言させていただきました。よろしくをお願いします。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2010年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度における介護保険料が耐えがたい負担になってきております。保険料は一生の間、死ぬまで払い続けなければなりません。しかも、介護サービスを受けるときは利用料を支払うこととなり、お金がなければサービスを受けられません。これでどうして老後が守れるのでしょうか。しかも、介護サービスの種類を削減する計画もあります。全国的に介護保険料の軽減、免除または利用料の軽減措置など導入している自治体がふえてきております。町独自の軽減策を取られることを強く要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○委員長（河門前正彦君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため午後1時00分まで休憩いたします。

(午前11時53分)

.....
○委員長（河門前正彦君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午後1時00分)

.....
◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第57号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 245ページになります。議案第57号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

250ページ、251ページをお開きください。歳入の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目の居宅介護支援サービス計画費としまして、1節の収入済額が913万9,220円となっております。この居宅介護支援サービスにつきましては、要介護1から5のケアプラン作成になっております。次の2目の介護予防支援計画費、収入済額が566万8,560円は要支援介護度の1から2の方々の介護サービス計画を策定した収入となっております。

3款1項1目の繰越金は、168万8,001円となっております、前年度からの繰越金となっております。

次のページをお開きください。歳出の説明になります。1款1項1目一般管理費に給与308万4,000円が人件費に関する部分でございます。それから、需用費299万4,454円は名川分庁舎の消耗品、光熱水費等に歳出したものであります。13節の委託料454万3,900円は、ケアプラン作成に当たり、ケアマネージャー一人に委託できるものが8名までとなっておりますところから、民間

の地域支援センター等からの委託になります。委託先は社会福祉協議会、長老園、三老さん、孔明荘さん、スマイルさん、ハピネスながわさんと六つの法人の方に計画作成の事業委託を行っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第58号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 255ページになります。議案第58号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、260、261ページをお開きください。歳入の主なものとなります。1款1項の後期高齢

者医療保険料は、1億423万7,200円の収入済額となっております。1目の特別徴収保険料は7,906万2,600円。2目の普通徴収保険料は2,517万4,600円となり、特別徴収は100.09%、普通徴収の方は94.3%となっております。

次に、3款の繰入金、1項1目の一般会計繰入金は7,727万4,136円となっております。これは、事務費等繰入金と、保険基盤安定繰入金を繰入したものであり、6,522万136円と備考欄に記載されているとおりであります。

次に、下段になりますが、5款2項1目の保険料還付金12万6,400円は、保険者の死亡等による還付となっております。

次にページ264、265をお開きください。歳出の主なものとなります。1款1項1目の13節委託料に610万7,448円は、システムの保守点検と特定健診の委託料ということになります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金としまして1億7,780万2,036円は、備考欄にございます保険料負担の1億425万3,900円が主なものとなっております。保険基盤安定負担金ということで6,522万136円。これは、7割、5割、2割の軽減にかかわる部分の歳出となっております。

次の266ページをごらんください。実質収支に関する調書となります。歳入総額1億8,674万円。歳出総額が1億8,513万円。歳入歳出差引額が161万円となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この後期高齢者医療制度について、高齢者の皆さん全てこういう制度について理解されている方だけではないと思いますので、この制度についての不安や疑問、保険料についてのお問い合わせなどはありませんでしょうか。まず、一点お聞きいたします。

※工藤幸子君 着席

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

制度そのものへの不安及び疑問というような質問等は、健康福祉課には来ておりません。ただ、

保険証が小型になったもので、いまだ保険証が見えないという問い合わせ等はございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 成果報告書の22ページを見ていただきたいのですが、高齢者の健診についての質問です。

後期高齢者健康診査ということで、1,004人の方が健診を受けられておりますが、全体としてこの数字はどのように分析なさっておられるでしょうか。どのように高齢者の皆さんの健康維持のために健診を受けさせているのか、お聞きします。

それとともに、健診費用はどうなっているのか。また、健診などの行事の内容は、どのように知らされているでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 後期高齢者医療制度の発足当時は、服薬を行っている後期高齢者に該当する方々は、健診は受けなくてもよいという時期が1年間ございました。2年からは、この方々も健診をぜひ受けてくださいということで周知を図っているところでございます。

この1,004人の健診の歳出につきましては、後期高齢者連合が負担しているものでございます。

また、健診の周知方法に関しましては、一般の健診の方々と同じく、保健推進員の方々を通して健診の申し込みを受け付けしているという状況と、広報、回覧等で周知をしているということでございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 参考のところに、被保険者数とし3月末で3,576人という数から1,004人という、大分健診に関心を向けられていない方も多いようではありますが、高齢者の皆さんの健康を守るためにも、健診率を上げるためにご努力いただけますようよろしくお願ひしたいと思いますが、何か声がけなど町内の皆さんの推進員などおられると思いますが、この方に声がけを

するということとはできないのでしょうか。どのようにしておられますか。

○委員長（河門前正彦君） 健康福祉課長。

※工藤久夫君 着席

○健康福祉課長（有谷隆君） 各町内に保健推進員さんという方々がございます。総数で690人でしたか、ちょっと保健推進員の数を今ど忘れしました。690人だったかな。69人です。失礼しました。この方々が、毎戸毎戸1個ずつ自分の地区を回りまして、健診の予約等を取っております。65歳以上の高齢者の方々は、健診率は高い方であります。一時、後期高齢者の健診を廃止した時点で健診率がぐっと下がったという経緯もございます。今現在は、50%を超える健診率となっております。その主要成果の方にもその数字は記載されてあると思います。今後も、健康を守るための健診を大いに啓発していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2010年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2006年6月に医療構造改革の名で強行されたものです。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出し、負担増と治療制限を強いる仕組みに囲い込むという世界に類のない差別医療制度です。75歳以上の人口比率が高くなった場合も、後期高齢者の医療給付もふえた場合も、保険料の負担がふえる苛酷な制度です。

医療の抑制と終末期の高齢者を病院から追い出し、医療費を削減するというあまりにも卑劣な高齢者いじめの制度です。こんな制度は撤回させ、中止させるしかありません。

以上の理由を述べまして、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○委員長（河門前正彦君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第59号、平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 議案第59号、平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算についてご説明いたします。

274ページをお開き願います。初めに、損益計算書により収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

1の医業収益でございますが、（1）入院収益は5億2,897万8,518円で、延べ入院患者数は2万3,710人となっております。

（2）外来収益は3億5,228万3,624円で、延べ外来患者数は5万8,501人となっております。

（3）その他医業収益は1億2,380万6,499円で、主なものは在宅介護サービス料や特定健診料、各種予防接種料、他会計負担金となっております。

医業収益の合計は、10億506万8,641円で、前年度と比較して3,259万2,747円の増加となっております。

ります。

2の医業費用でございますが、（１）給与費は６億3,270万272円で、主なものは職員の給料及び手当、パート医師報酬、共済組合負担金となっております。

（２）材料費は１億2,739万9,318円で、主なものは医薬品や治療材料費、給食材料費となっております。

（３）経費は１億3,581万393円で、主なものでは光熱水費や燃料費、修繕費、委託料となっております。

（４）減価償却費は4,194万5,277円で建物及び医療機器などの減価償却分となっております。

（５）試算減耗費は24万2,128円で医薬品廃棄の伴う流動資産の除却分となっております。

（６）研究研修費は100万8,517円で医学書購入費や医師等の研修旅費となっております。

医業費用の合計は９億3,910万5,905円で、前年度と比較して463万5,878円の減少となっております。

医業利益は6,596万2,736円となっております。

3の医業外収益でございますが、（１）受取利息配当金は52万2,514円で、定期預金や普通預金の利息分となっております。

（２）他会計負担金3,336万1,000円と、（３）他会計補助金2,122万7,000円は、総務省通知の繰出基準に基づき一般会計から繰り入れされたものでございます。これらの一般会計からの繰入金については、普通交付税及び特別交付税により財政措置がされてございます。

医業外収益の合計は5,863万1,451円となっております。

4の医業外費用でございますが、（１）支払利息及び企業債取扱諸費は539万7,104円で、企業債の利息支払い分となっております。

（４）雑損失は1,241万9,952円で、医業費用及び医業外費用の仮払消費税を費用化したものでございます。

医業外費用の合計は2,054万2,972円となっております。

経常利益は１億405万1,215円となっております。

5の特別損失ですが、（１）過年度損益修正損は36万1,295円で、前年度分の診療報酬査定分と不納欠損処理による修正損となっております。

経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は１億368万9,920円で、前年度と比較して4,347万5,688円の増加となっております。

前年度繰越利益剰余金２億1,390万544円に、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は

3億1,759万464円となっております。

284ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の1項出資金は2,427万4,000円で、企業債元金償還に要する経費として一般会計から繰り入れされたものでございます。

次のページの資本的支出の1項企業債償還金は4,526万78円で、企業債の元金償還金となっております。

次に、276ページをお開き願います。貸借対照表の主なものについてご説明いたします。

資産の部、2の流動資産、(1)現金預金は7億349万5,205円となっております。

(2)未収金は1億4,756万519円で、主なものは国保や社保、後期高齢者医療などの保険請求分、患者一部負担金、特定健診料、自賠責保険請求分となっております。

流動資産合計は8億5,573万2,494円となっております。

負債の部の4、流動負債(1)未払金は2,593万2,074円で、材料費や経費などの未払い分となっております。

流動負債合計は2,931万7,211円となっております。

流動資産合計が流動負債合計を上回っておりますので、資金不足などの不良債務はございません。

次のページの資本の部、5資本金、(2)借入資本金のイ、企業債の年度末残高は1億6,174万1,921円となっております。

次に、279ページをお願いいたします。中段にあります2業務、(1)業務量ですが最初にご説明いたしました入院及び外来の延べ患者数などについて記載しております。

事業報告書以降については、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 総括質問ということでお願いしたいと思いますが、大変、名川病院は苦勞されていることはわかっておりますが、これから建てます新名川病院についての意見がどうございまして、「やめた方がよい」とか、「赤字を生み出すだけだ」などと大変やはり理解されておられないということで、大変困っております。住民の皆さんに納得して新しい病院を建てさせ

たいと考えておりますが、住民の皆さんの納得がないままに事を進めると、住民の方々の町に向ける目が大変厳しくなるばかりであります。そこで、住民の方に理解していただくためにも、住民説明会を開くべきではないでしょうか。また、町内会の総会に出向くなどして、あらゆる手だてを尽くし、これからの新病院経営についてのご理解をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。まず、この点についてご答弁お願いいたしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） （仮称）医療健康センターにつきましては、もう合併後も数年前から議員の皆様にご議論をいただいて、建設に向けての予算、そういうのも議決をいただいてきております。立花議員さんは、名川町時代からの議員さんでございますので、それ以前からの名川時代から医療センター構想プランという部分を議会さんの方からも承認をいただいて進めてきたわけでございます。その後合併しまして、新しい合併後の議員の方々にもご説明を申し上げ、現在、実施設計に入っているという状況で、これまでも名川病院の状況、そしてまた、建設に向けての財政的な負担が大きく伴わないということも説明をさせていただいてきました。

中には、町民の皆様には病院が近いところがある。また、個人病院がある町民の方々は無理して建てなくていいんじゃないかと。これは、そういう方々もいらっしゃると思いますけれども、私もそれぞれの町内会の総会の案内をいただいて、今日までも話もしてきました。そしてまた、商工会さん等々それぞれの団体の方々からも、また、そういう部分では説明をしてほしいということでご理解もいただきながら進めてきております。地区によっては、それぞれの議員さんの地元の方々からは「もう何が何でも進めてくれ」と。そういう地区もございます。議員さんのお名前は出しませんが、そういう部分で逆に地域住民からその議員さんは、「もう、どうしても早くしっかりと建設してほしい」と強い要望をいただいております。私も、そういう席に同席をしてございましたので、中にはいらっしゃるかもしれませんが、まず、将来のこと。ただ、今入院患者数で延べ2万3,700人。通院、外来で5万8,000人という、そういう利用者の方々がいらっしゃり、なおかつ、毎年黒字経営の中で、しっかりとした将来構想を持って取り組んでいるわけでございます。

逆に、立花議員さんをお願いしたいのは、そういう中で将来負担。しっかりと町の方も大きな負担にならないという中の建設であり、また、今まで5,000万、6,000万ほどの黒字経営でございました。平成22年度においては1億余りということで、他の自治体病院にはない経営をして一生

懸命院長を初め、スタッフの方々が頑張っております。それで今、また新しい医療センター構想、健康センターと伴ってより住民の方々が安心できる医療体制をつくろうとしているわけでございます。逆に私からお願いしたいのは、しっかりそういう予算的な部分、これは何回も議員さんにもお話しをしました。資料も提供して出しました。逆にそういう部分をしっかりと教えていただいて、何とか逆に医療スタッフにも元気を与えるようなご理解をいただいて、進めてまいりたいこう思っております。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 先ほど、建設後の赤字ということでお話がありました。そちらの分については、私の方からご説明したいと思います。

確かに建設後、建物の減価償却費、これは1億を超えと思います。それを勘案して今まで平均5,000万程度の黒字を出してきました。もう差っ引いても大体5,000万から8,000万ぐらいの赤字は出るかなと。今のベースでいった場合はですね。ただ、その赤字がその資金繰りができなくなる赤字と、単なる損益計算上の赤字とちょっと違ひまして、一部、公立病院が建設した後、町の方から税金分を投入した一般会計からの繰入などをしておりますけども、今の名川病院で想定している分は、その繰入基準以外の繰り入れ。要するに、赤字部分の補てんする繰り入れは想定してございません。なので、先ほどもご説明いたしました、現金預金が7億今ございます。その現金資金が運転資金になるわけで、それで当分は返済をして返していけるんじゃないかということ想定してございます。それで、当然、建設に対しても国の方からは建設分について交付税措置がされます。その交付税措置された分は、当然、病院の方に繰り出し金としていただくということになりますので、その辺のところをちょっとご理解いただければと思います。

あと、患者さんの構成ですけども、将来的には人口が南部町も当然減っていくということで、国立社会保障人口問題研究所で出しております将来の人口でも、南部町はかなりの減があります。その中でも、2035年、平成47年ですけども、そのときには65歳以上、これは南部町ではふえるという見込みを出してございます。現在、名川病院に入院されている患者さん。65歳以上は大体85%を占めます。なので、療養病床とか入院については、需要がこれからふえるんじゃないかという予想をしてございます。それで医療圏の方でも、やはり65歳以上はふえるという見込みがありますので、南部町以外の八戸地域保健医療圏の方でも65歳以上はふえるということなので、そちらの方も勘案した場合は、療養病床は今後ますます重要視されていくのではないかとということを考

えてございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、病院事務長の熱意や町長の答弁は、よく理解しているつもりではありますが、それが、やはりここだけに限定されているのではないかということで、住民の皆さんにはまだまだ理解していただけないことがありますので、その誤解を解いていただくためにも、やはり要請がありましたら、そういう健康センターの新病院建設などについての説明に出向くなり努力をしていただきたいと思いますし、また、新たに住民説明会を開くなどして本当に誤解を解いていただきたいということで、そういうお願いをしているわけであります。理解している方もおられると思いますが、なかなか3町村全体のものになるにはまだまだ時間がかかるのかなと思ひまして、その誤解を解かないままに進めるとなりますと、またこれからの町づくりに対しても大変な誤解を生むということを心配しての発言でございましたので、ぜひ、町長など必要であれば病院事務長も一緒に町内の方に出向いていただきたい。これからでも出向いていただきたいということをお願いしたいと思ひます。まだ、もしそういう心意気がありましたらご答弁を願いたいと思ひます。

あと、総務課の方にもこれは訴えたことでありますが、送迎バスについても、現在の患者さんの状況などをぜひ調査していただきまして、送迎に不安がないように、行き帰りにやはり大変時間がかかりますと患者数にも減少されても困りますので、その点も合わせてお願いしてまいりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 住民の方々の説明会、以前もしてきましたけども、現在においてもご要望があった場合には説明に伺っております。ここはしっかりと説明をして、理解をしていただくと。ただ一つ、立花議員さんにもご理解いただきたいのは、議会の皆さんからご議決をいただいて工事に着手している。そういう中で、恐らく今後の経営状況がどうなっていくのかという部分が心配という町民の方々もいるということだと思いますので、事業的な部分は進めさせていただいて、名川病院の経営状況。また、将来の見込み。こういう部分につきましては、ご要望があれ

ば、また、なくてもいろいろな総会の時期とか、いろいろな団体さんの会合、そういうときには皆さん非常に立地場所を決めるときにも関心があったわけでございます。そのときにも、それぞれのところで説明をさせていただいてきておりますので、今後思うことがあれば、それはしっかりと説明してまいりたいと思うてございます。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） これは、平成22年度の経営でありまして、まあ個人的なお名前を出すのはどうかと思いますが、原田先生がいらしたときの経営だったように思うんですが、しからば、平成23年度の経営状況で現在のままでいくと最終的にはどれぐらいの結果になるのか、ご説明いただきたいのと、新しい病院が建って後、更新される検査機器の類ですね。それですとか、今持っておられない新しい検査機器を導入する計画があるのかないのか、ちょっとお伺いしたい。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） お答えします。

先ほど、平成22年度の決算ですので、原田先生が6カ月間うちの医師として勤務していただきました。その影響もあって、外来患者が平成21年度比較して6,900人ほど増加してございます。それで、最近、平成23年度以降ですけれども、平成21年度のベース175.8とありますけれども、大体このぐらいのベースで外来患者数が推移してございます。入院患者数も同じように、大体64から5ぐらいの患者数で推移してございます。

それから、新病院に対しての医療機器ということでしたけれども、新たな医療機器については、今後、具体的な検討を始める予定ですが、大きなものとしては、CT機器等を考えてございます。あと、事務機として受付機からオーダーリング、現在もやっておりますけれどもそれが更新の時期になります。それらの更新時期に合わせて、新病院の方で新しく立ち上げたいということを計画しまして、検査機器等については、できるだけ使えるものは移動して使いたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 正確なことなのかどうか分かりませんが、原田先生が開業なされて、やはり200人ぐらいの1日の診療者数があるやの話であります。うわさもあれですけども、それぐらいいてもおかしくないのかなってような、あそこの前を通ると何かそんな感じもしますが、そういった将来的なことを危ういなって思うのは上昇志向でしか見てないような設定の仕方ってというのは、非常に私は危うい部分だと思ってます。計画においてですね。

それで、今まである機器っていうものの更新っていうのであれば、それはそれで今までの経営の延長線として、同じ減価償却をしながらそれはそれで、それほど上下のあれはないと思うんですけども、今までなかった検査機器を入れるっていうことになると、それはまた、別な負担としてペイできるのかどうかっていう問題がかぶさってくると思うんです。

それで、もう一つちょっと気になるのは、病床利用率が何と言いますか、平成22年度で98.4、平成21年度で97.2、それでこの微妙な後何パーセントかで100%になるわけですが、例えば、うまく病床を回転させると100%以上にもなるっていうのは、まあ午前中に退院させて、午後に入院患者を受け入れれば、それぐらいになることはよくあることらしいんですけども、そういったその緻密な入院患者の受け入れっていうことを考えますと、ちょっと90何%ですとか、その辺で推移されているっていうのはどういう事情なのか、ちょっとそれをお聞きして質問を終了したいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） この病床利用率の計算する場合、当日、まあ厳密にいけば12時現在の患者数プラス、退院した患者数という延べ人数になります。というのは、入院日と退院日を含むということになりますので、退院したときに先ほども言いました、新しく入院された患者さんがいた場合、1床で二人というカウントになります。なので、100%を超えるっていうことはあります。1床かける365日で割りますので、そういう計算の仕方では病床利用率は出しますが、回転がいいって言えばいいと、長期に先ほども言いました療養病床40床持っています。その療養病床は、割と長期に入院している方が非常に多いです。長い人は1年以上という方も多くて、なので、まず療養病床の場合はあまり回転率がないということになります。それで、一般病床が26床ありますが、療養病床で医療処置が必要だった場合、一般に回すときもございます。一般病床の方で処置をすると。急に体調が悪くなったとかいう場合は一般病床に転棟させまして、

処置をしてまた安定した場合に療養病床に移すというようなことまでございます。なので、病床のそのほかには介護施設なんかからも、やっぱり事前にこういう患者さんがいると医療処置が必要だという方も結構おりますので、そういった方はやっぱり医療度に応じて早めにあいている場合は、優先して入れるというような体制になっていますので、病床率が今のところ高いかなというように考えてございます。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

◎議案第60号から議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） お諮りいたします。

この際、議案第60号から議案第62号までの平成22年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第62号までの議案3件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君）　それでは最初に289ページの議案第60号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

294ページと295ページをお開きください。歳入について主なものを説明いたします。1款1項1目1節下水道事業国庫補助金の収入済額は2億7,029万6,000円、うち1億134万円は前年度から繰り越した事業分の補助金でございます。

2款1項1目1節の一般会計繰入金は806万4,000円。

3款1項1目1節の繰越金。140万6,145円は、前年度繰越金と繰越明許費充当財源繰越金でございます。

4款1項1目1節の雑入。1,570万2,377円は、消費税の確定申告による還付金。

5款1項1目1節の公共下水道事業債は2億8,080万円。うち、8,670万円は前年度から繰り越した事業分でございます。

歳入合計欄をごらんいただきたいと思います。調定額6億1,931万2,522円に対して、収入済額5億7,626万8,522円で、収入未済額4,304万4,000円は翌年度に繰り越した事業分の補助金と公共下水道事業債で、平成23年度に繰り越して収入となります。

次のページをお願いいたします。歳出の主なものでございます。1款1項1目公共下水道建設費の中段にあります13節委託料2,293万1,244円は、管渠工事と処理場建設工事に伴う測量・設計等業務委託料7件分でございます。

15節工事請負費5億3,199万275円は、下水道事業の管渠工事11件分。それから、処理場建設工事が5件分。そして、前年度からの繰越分ですが、管渠工事と処理場建設工事がそれぞれ3件分でございます。

なお、翌年度への繰越明許費4,350万円は、管渠工事2件分でございます。

2款1項1目利子の23節償還金利子及び割引料1,211万1,393円は、公共下水道建設債借入金の利子を償還したものでございます。

歳出合計欄をごらんいただきたいと思います。予算現額6億2,104万6,000円に対して、支出済額が5億7,521万6,831円。繰越明許費は、管渠工事2件分の4,350万円となっております。

次のページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額

を差し引いた額は105万2,000円となり、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額45万6,000円を差し引いた実質収支額59万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次のページの財産に関する調書でございますが、公有財産の土地及び建物につきましては、浄化センターの土地と建物の面積でございます。決算年度中の増減はございません。

次のページの物品につきましても、決算年度中の増減はなく、軽自動車1台を所有してございます。

以上が、公共下水道事業の特別会計の平成22年度決算状況でございますが、公共下水道事業は、平成22年度に浄化センターが完成しまして、沖田面の一部が今年度の4月1日から供用開始をいたしました。8月末現在で19戸の申請がありました。今年度は、30戸の加入を見込んでおりますので、まずまずの出だしと思っております。

次に、農業集落排水の説明をいたします。301ページになります。議案第61号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

306、307ページをお願いいたします。歳入について主な内容をご説明いたします。1款1項1目1節農業集落排水受益者分担金の収入済額864万円は、新規加入72戸分の分担金でございます。

2款1項1目1節の農業集落排水使用料2,803万2,210円は、5カ所の農業集落排水施設を使用している1,018戸分の使用料でございます。

3款1項1目の一般会計繰入金は1億7,990万円。

歳入合計欄をごらんいただきたいと思います。調定額2億1,717万6,368円に対して、収入済額2億1,674万5,418円。収入未済額43万950円は、使用料の滞納分でございます。

次のページをお願いいたします。歳出の主なものでございます。1款1項1目一般管理費の8節報償費840万円は、供用開始から3年以内の加入者に対して奨励金12万円を交付したもので、70件分でございます。

1款1項2目施設管理費の11節需用費1,279万4,270円は、農業集落排水処理施設5カ所の維持管理に要した経費。13節委託料2,101万8,804円は、処理場の維持管理業務等を委託した経費でございます。27節公課費560万7,800円、平成21年度確定分の消費税と平成22年度中間申告分の消費税。また、公用車の重量税でございます。

2款1項公債費は、借入金の元金、利子、合わせて1億5,872万9,441円を償還したものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出合計の欄をごらんください。予算現額2億2,534万6,000円に対しまして、支出済額が2億1,674万5,199円。不用額が860万801円となっております。

次のページの、実質収支に関する調書をごらんください。実質収支額は、端数処理の関係でゼロとなっておりますが、歳入歳出差引額219円が翌年度に繰り越しとなります。

次のページの財産に関する調書でございますが、5カ所の農集排の土地と建物の面積で、決算年度中の増減はございません。

以上が、農業集落排水事業の平成22年度決算状況でございます。平成22年度末の農業集落排水施設の加入状況でございます。5カ所合わせまして、加入戸数1,018戸。加入人口は3,511人。加入率は51.4%。前年度と比較して3.6ポイントの増となっております。

最後に、315ページの、議案第62号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

320ページと321ページをお願いいたします。歳入について主なものをご説明いたします。1款1項1目1節簡易水道使用料35万7,210円は、二又地区の簡易水道加入戸数17戸分の水道使用料でございます。

2款1項1目1節の一般会計繰入金は207万1,000円。

4款1項1目1節の簡易水道事業国庫補助金は610万2,000円。これは、補助率40%の補助金でございます。

それから、5款1項1目1節の簡易水道事業債1,080万円は、簡易水道施設整備事業の町債でございます。

歳入合計欄をごらんください。調定額4,732万2,940円に対して、収入済額1,933万940円。収入未済額2,799万2,000円は、翌年度に繰り越した簡易水道施設整備事業の補助金1,099万2,000円と事業債1,700万円で、平成23年度に繰り越して収入となるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明いたします。1款1項1目一般管理費の11節需用費11万6,080円は、二又簡易水道事業の維持管理に要した経費。消耗品は薬品代。光熱水費は電気料でございます。13節委託料120万9,700円は、水質検査を青森県薬剤師会衛生検査センターに。それから、水道使用量のメーター検針と水道料の集金、草刈り等の環境整備を二又水道組合にそれぞれ委託したものでございます。

2款1項1目施設建設費の13節の委託料365万4,000円は、二又簡易水道施設整備事業の測量設計業務を委託したものでございます。15節工事請負費1,320万9,000円は、簡易水道施設整備事業の延長440メートル、送水管布設工事に要した経費、繰越明許費2,883万7,000円は、送水管布設工事2件分を翌年度に繰り越すものでございます。

3款1項1目利子の23節償還金利子及び割引料29万6,555円は、簡易水道事業債借入金の利子

を償還したものでございます。

歳出合計の欄をごらんいただきたいと思います。予算現額4,751万8,000円に対して、支出済額が1,848万5,335円。翌年度繰越額の繰越明許費が2,883万7,000円で、不用額は19万5,665円となっております。

次のページの実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は84万5,000円となり、このうち、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額84万5,000円を差し引くと、実質収支額が端数処理の関係ではゼロとなりますが、歳入歳出差引額605円が翌年度に繰り越しとなります。

次のページの財産に関する調書ですが、決算年度中の増減はございません。

以上が、簡易水道事業特別会計の平成22年度決算状況でございます。

二又簡易水道施設整備事業は、平成21年度から23年度までの計画で進めてまいりましたが、平成22年度末現在で送水管は1,840メートル、約80%が完成しております。現在、来年4月の給水開始に向けて残りの工事を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第62号までは原案のとおり認定されました。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

(午後 2 時01分)

○委員長（河門前正彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時13分)

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第63号、平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（工藤欣也君） よろしく申し上げます。

327ページをお開きください。議案第63号、平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出事業勘定に計上となります22年度の市場売上金について、前年度と比較してご説明いたします。総出荷量でございますが、平成22年度の実績はおよそ1万6,364トンとなり、21年度のおよそ1万6,692トンに對しまして、量で328トン、率で約2%の減となっております。総販売額につきましては、22年度の実績はおよそ27億7,027万円となり、21年度のおよそ23億6,930万円に比較しまして、金額で4億97万円、率で16.9%の増加となっております。

※西塚芳弥君 着席

それでは、332ページをお開き願います。歳入の主なものについて、収入済額でご説明いたします。

1款1項事業勘定、受託金でございますが、これは受託販売収入として買受人の方から納めていただく買上げ代金でございます。現年度分は27億7,027万7,229円となり、収入未済額はゼロ円となっております。

※工藤久夫君 着席

2 款 1 項の使用料、1,005万1,750円。これは市場施設の仲卸売場、資材倉庫、駐車場などの利用者から納めていただいた使用料でございます。

2 款 2 項の手数料、1 億9,358万7,407円。これは出荷されております生産者の方からいただいております販売代金の7%の委託販売手数料でございます。

3 款 2 項の繰入金3,990万円、一般会計から繰り入れした額でございます。

334ページになります。3 款 3 項の繰越金20万117円、前年度からの繰り越した額でございます。

4 項の諸収入は272万5,503円で、基金からの利子そのほか仲卸売場の電気料などの雑入でございます。

一番下の欄でございますが、歳入合計では予算現額30億8,052万2,000円に対し、収入済額は30億1,684万2,006円で、歳入全体の執行率は97.93%となりました。

続いて、336ページからになります。歳出の主なものについて支出済額でご説明いたします。

1 款 1 項事業勘定受託費。これは受託販売代金として生産者の皆さんにお支払いする代金でございますが、27億7,028万4,056円となっております。

2 款 1 項の市場管理費、これは市場職員の給料、賃金など市場施設の維持管理に要する経費のほか、出荷団体並びに買受人への奨励金1,766万7,650円。内訳として、出荷団体については交付率ですけども、出荷額の0.3%、金額にして563万5,600円となります。106団体に交付してございます。町内の団体については43団体となっております。

次に、買受人の方に支払う奨励金ですが、これは0.5%。金額で1,203万2,050円となり、これは買受人の対象者が31名となっております。そのほか市場財政調整基金への積立金3,235万円など合計で2 億1,443万7,780円となっております。

338ページになります。3 款 1 項の公債費でございますが、現在の卸売場、事務所等の施設整備に要しました借入金の元金と利子を合わせまして3,119万454円でございます。前年度より39万6,193円少なくなっております。

次に、340ページの一番下の欄でございますが、歳出合計の予算現額30億8,052万2,000円に対しまして、支出済額は30億1,591万2,290円で、歳出全体の執行率は97.90%となりました。

次に、330ページにお戻りください。一番下の欄ですけれども、欄外に記載されておりますけれども歳入歳出差引残額は92万9,716円となりました。うち、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入金は50万円とし、翌年度への実質繰り越しとなる額は42万9,716円となるものです。

これによりまして、市場財政調整基金への残高は8,705万1,000円となるものと見込んでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。1番、工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） ページは335ページ。3目雑入の仲卸売場等電気料等ということは、もう少し何か附帯する施設なのか。あとは、その下の自動販売機電気料。これは収入になっているので、売場の電気料ということは、これは組合が仲卸組合、仲買人、買受人組合等があると思いがすが、その方々が負担しているのかどうかちょっとわからないので教えてほしいなということと、その自販機ですね。これはだれが設置しているものなのか、合計すると約電気料がここだけでも100万。次のページの歳出では、光熱水費、いわゆる水道も含めていると思いますけども340万ぐらいの支出になっていますが、その収入の部分をお教えください。

○委員長（河門前正彦君） 市場長。

○市場長（工藤欣也君） 雑入の件ですけども、仲卸売場の電気料等です。これは、仲卸人の各店舗にメーターがついてございます。これは、毎月徴収してございます。

そして、次の自動販売機電気料ですけども、市場構内に5台ほど自動販売機が設置されております。この使用者は、買受人の組合とそれから仲卸の組合の方が使用しております。自販機の設置者ですけども、これは各自業者がそれぞれ設置して、仲卸の方がお借りするということになります。

○委員長（河門前正彦君） 1番、工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） ありがとうございます。

私は、てっきりあの市場の売場、構内の電気料かなというふうにちょっと勘違いしておりましたので、わかりました。

それとですね、現在、市場構内を大きくしてから何年もたつわけですが、電気の色が青い。要

するにLEDとかになってくると青色っぽくなる電球が多々あると思います。交換時にはそういうのにしているものなのか、以前、市場構内をお借りしてリンゴ品評会等々をやったことがあります、その色が薄いリンゴでも濃く見える。非常に仕上げをよく品評会等々で出されているような赤いリンゴは、ちょっと黒ずんで見えると。根にも葉が濃くよく、すごくよく見えたというふうなお話を聞いたことがあります。あの電気の色というのはどういうふうに、確か体育館等々でもありますが、つけ始めはちょっと暗くてもどんどん使って、時間がたつにつれて5分、10分、15分たつにつれて明るさが増えていくというような電球なのかなっていうのを私も伺ったときには思っていました、もし、またそういった電球の交換ですとかそういった寿命がきたときには、そういった電球の色、LEDとかさまざまに関するお考えというのはどのようになっていますでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 市場長。

○市場長（工藤欣也君） 競り場の蛍光灯ですけども、実際の建設当時の蛍光灯を現在も使っているものもございます。最近については、青というか新しいものについては、その都度電球の交換はしております。1回には全部はできないということで、若干の色については、その品物によって違いますけども、できるだけ当市場においてもシャッターをあけて、できるだけ外から光を取り入れて競りをやっていきたいと思っています。

あと、LEDにつきましては、これは金額も高額になるということで、まだそこまでは考えてございません。

○委員長（河門前正彦君） 1番、工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） はい、ありがとうございます。

もう一つ、以前の市場長さんのときにも話をいたしました。当時、つい春ごろまでには私も議員を代表して市場運営審議会という会議等々に参加させていただいてますが、やはりこの利用者、市場に出荷する農家の皆さんをいかにふやしていくかというのが、そういったさっき市場長さんに説明がありましたとおり、市場手数料1億9,000万円ほどになっていますけども、今多彩に、仮にリンゴ、ナシさまざま果物や野菜もありますが、リンゴとなれば黄色い品種がふえてきているというふうになっております。もちろん、苗木の販売量が示すようにその黄色い等のリンゴは、

4年前に私は一般質問でも言いましたけれども、ほかの市場に流れ込むときもあるでしょうし、地元南部市場も利用してくれる方々がいると思いますが、仲買人の方がその見てわからないそうです。当然、やっぱり農家の方じゃなければ栽培しているうちに、このリンゴは名前はトキというリンゴであればトキという枝、葉の形、色等々で栽培をしていくわけですが、近年、農家の労働力というのも不足になりまして、葉摘み・玉回しをしないでも収穫をしたいというふうになっておりまして、黄色いリンゴも非常に味がよくなってきております。9月の早生から11月中旬、下旬まで収穫できるものがあります。そこで、私が前に提案したものは、前の市場長さんにも申しましたが、弘果、弘前中央青果市場に行ったことがありますかと。あそこに行くと新しい品種のポスターを大きく、このリンゴは何と何を掛け合わせて生まれたものと。名前はこういうもので、収穫期はいつごろで糖度はこのぐらいありますよと。貯蔵性はこのぐらいありますと。一つ一つの新品種について紹介する大きいポスターが張りつけてあります。生産者も仲買人、あるいは市場を見学する人もそういったポスターを見て新しい品種はこういうふうになっているんだなと。そうしたら、この品種はどのぐらい出荷されているのか等々協議しながら進めて、非常にお客さんの利用、仲買人さんとまた、東京近郊の方に注文も多いというふうに伺ってありました。私、手前ども、まず南部市場もできる限りそういった仲買人さんもわからなくては、買える、買う値段というの伸びていかないんじゃないのかなというふうに思います。新しい品種等を容認する農家さんがいる中で、あるいはまた、農林課で主催する事業等々を利用して新しい品種を導入しているわけです。その営業的な部分ということでも、南部市場がそういった品種が今後も出てきますよと。珍重されますよというようなデータ等をポスターなり宣伝する方法をお願いしたいと思います。市場運営審議会では、私はことし外れておりますので、その場で言えないのでこの場をお借りしてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質問ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第64号、平成22年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 議案第64号、平成22年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。350ページをお開きください。1款1項1目不動産売払収入についてはございませんでした。

2項1目土地貸付収入とございます。4万円となってございます。これは、八戸の森林組合に貸し付けている代金でございます。

それから、2款1項1目一般会計繰入金でございます。これは、一般会計からの繰入金39万6,000円を繰り入れしてございます。

最後の歳入合計53万8,000円に対し、43万6,010円の収入となってございます。81%の収入がございす。

それでは、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。352ページにお進みください。1款1項1目一般管理費についてご説明申し上げます。予算額53万8,000円に対し、43万5,142円の支出となってございます。81%の執行でございます。旅費等については、長野県の多摩川精機の現地調査、それから商談等に行った費用、それから産業立地フェアというのを青森県で実施してございます。こちらの方に行った費用でございます。需用費の中身でございます。一番右側ですけども食糧費、これは企業懇談会に要した費用でございます。印刷製本費、これは第二工業団地

のパンフレットが従来のままになっておりましたので、新しく更新いたしました。それから、光熱水費とありますけども、これは工業団地にございます街路灯の光熱費でございます。

歳出合計53万8,000円に対し、支出済額43万5,142円となっており、81%の執行でございます。

歳入歳出差引868円となっております。

354ページにお進みください。歳入総額43万6,000円。歳出総額43万5,000円。差引額、実質収支額1,000円は翌年度に繰り越すものでございます。

355ページの財産に関する調書については、変わりはありませんので省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 先月の、まあちょっとこの工業団地から飛躍し過ぎる話になるかも知れないですけども、先月の23日でしたか、24日でしたか定住自立圏の勉強会がありまして、三戸の住谷野にこの定住自立圏の8市町村の議員の皆さんとか、企画の担当の方も行ったわけですけども、そのときに勉強会の講師が地域交通の方の田中先生という首都大学の先生と、それから県の畜産関係の会長をやっている青野さんっていう方の講演を聞いたわけですけども、そこで感じたことは、現在、畜産関係の飼料の輸入が、九州の宮崎、鹿児島で年間240～250万トン、それから茨城県の鹿島の港が140～150万トン、八戸が90万トン、あと苫小牧とか釧路が70万トンで。要するに、日本の畜産っていうあれで考えた場合に、青森県の農産物の売り上げが約年間2,200億。その中で一番多いのが畜産関係で820～830億ですか。次がリンゴが650億でコメが550億とあって、要するのにその青野さんの話を聞いてますと、もう狂牛病だとか口蹄疫だとか鳥インフルエンザとか、そういう病気っていうのは暑い方が発生する確率が高いっていうことで、九州の方から寒い方にどんどん生産の拠点が移ってきている。それから、人の不幸を喜ぶわけじゃないですけども、福島原発の事故の関係で、やはり鹿島とか北関東と福島も畜産が厳しくなるだろうと。それで、八戸は恐らく畜産のいろんな立地条件からいけば、5割から倍になる可能性がある。そうすると、それに伴っていろんな二次加工、三次加工の工場とか施設も、日本でもここが八戸の周辺が一番延びる可能性があるんだと。現に、水面下では大手の食肉加工メーカーだとか、ハムのメーカーだとか八戸周辺にそういう工場をもう検討して、水面下で打診が入っているとい

うような話を聞きまして感じることは、ここも、そろそろそれがどんどんふえてくると、この八戸を中心にした50キロ、100キロの圏内でもって二次加工、三次加工まで合わせれば、雇用も1万人以上の雇用が増加するんじゃないかと。そういうことを話を聞きまして、そうすれば、この工業団地もいよいよ売り出しやすい状況になってきたのかなと。そういうふうに感じております。

そこで、この地域が畜産関係で飼料工場を含めて延びる一番の要素は、やっぱり岩手県と組んで、いわゆる特区を立ち上げてその畜産農場とかそういうものの立地についても、環境アセスメントとかそういう手続きを簡素化しないと難しいだろうっていうのもあったんですけども、直接そういう畜産の農場が増設するっていうのを期待したいんですけども、それを二次加工、三次加工する冷蔵貯蔵施設とか工場がこの地域にできれば、非常にこの町もよくなるんじゃないかなと。そういう思いで講演を聞いて帰ってきたわけですけども、そういうことで今まではなかなかこの流れに逆らうようなことをやって、この工業団地は売れなかったんですけども、これからは、こういう土地がうまく売れる状況になってくる転機がそろそろ近いのかなっていうふうに私は感じております。そこで、町としてもいろいろ情報を集めながら、いち早くこの工業団地もうまく雇用に結び付くような形で販売できるように、今まで以上に情報を収集してどういうふうに営業をするかっていうことを気持ちを締めて、何とかいち早くここにそういうのを誘致したらいいんじゃないかなっていうのを思いを強くしているんですけども、その辺、今までの取り組みではちょっと、世の中の状況が悪くなって頑張ってもいい成果が出なかったんですけども、これからは、ちょっと期待されると思いますので、何て言いますか、町として今までとちょっと変わって情報を集めながら、何とか今までよりも前向きな取り組みをしてほしいなという思いで今発言させていただきました。何かこの、町長の方でこういうふうにつけ加えて、こうしたいっていう思いがあれば説明をお願いしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろありがとうございます。

今、第二工業団地の方が確か2区画まだ残っているはずでございまして、数年前に2区画、3区画購入していただいた部分もありますが、我々もまず、やはり新しい情報、早い情報というのがやっぱり有利なるだろうと思いますので、いろいろまた議員の皆さんもいろんな情報があつた場合には私どもにも教えていただいて、できるだけ早く全区画が売れるようにしていきたいと思っておりますし、その中で今畜産関係、まさに鳥インフルエンザの場合、確か暑いところから発生して

北へまた来るということで、考えてみればこの東北地方、逆にいろいろな部分での利点もあるのかなと思います。加工施設、それがまた雇用につながっていけば、これはまたすばらしいことだと思いますし、なかなか誘致関係も現実的には厳しいところは実際ありますけれども、しっかりと私どもも残っている団地、ここをPRしながら、ある程度そういう話が来た場合には値段等も臨機応変にという考えも持ちながら、まずは、あそこが全部埋まるというふうな形になっていけばいいなと思うっておりますので、どうぞ本当にいろいろな情報がありましたら、私どもにまた教えていただければと職員をあげてまた取り組んでいきたいなと思うっております。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） 議案第65号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） それでは、決算書の357ページをごらんいただきたいと思います。

います。議案第65号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

最初に、昨年8月に総務副大臣より公的資金保証金免除繰上償還実施要綱を定めた旨の通知があり、繰り上げ償還の対象には介護サービス事業に係る特別会計を含むというものでありました。よって、繰上償還実施要綱に基づき提出した行政の簡素化等に関する計画である健全化計画の内容が認められ、繰り上げ償還が承認されたものでございます。それに伴い、繰上償還金額は残り10年間分の元金4億5,097万8,228円を一括償還したもので、この償還財源として借換債の4億5,000万円を借入したものでございます。この繰り上げ償還により、利息分は当初利率6.6%から借換利率0.981%となり、10年分の利息金額の1億4,900万円が減額となったものでございます。

それでは、平成22年度の決算の概要をご説明申し上げます。

まず、決算書の359ページ、歳入決算の収入済額の合計は8億6,475万2,483円となり、前年度と比較いたしまして112.9%の倍増となっております。金額では、4億5,861万9,000円の増となります。この増額の主なものは、町債の4億5,000万円の借り入れがあったためでございます。

また、決算書の361ページをごらんいただきたいと思います。歳出決算書の支出済額の合計は8億5,331万996円となり、前年度と比較いたしまして113.4%の倍増であります。金額では4億5,344万1,000円ほど増額となりました。この増額の主なものは、公債費の繰り上げ償還があったためでございます。

その結果、歳入歳出差引残額1,144万1,487円となり、これが平成23年度への繰越金となります。

それでは、歳入決算の明細をご説明いたします。決算書の362ページ、363ページをごらんいただきたいと思います。1款1項1目施設介護サービス費では2億4,798万9,383円となり、前年度と比較いたしまして0.2%の減でございます。金額では、47万9,000円ほど減額となりました。この減額となった要因は、長期、短期入所者の年間利用延べ数が前年度比較して175人ほど減となりました。また、通所者の利用延べ数が前年度と比較いたしまして158人増加したことにより、差引17人の減ということになったものでございます。

次に、2款1項1目負担金では6,035万1,593円となり、前年度と比較いたしまして0.1%の減でございます。この要因は、入所利用者の減によるものでございます。また、未納者が1名おりまして、3カ月分で19万1,250円と利用料手数料1,700円、あと利用料の消費税85円、合わせて19万3,035円が収入未済額となりました。なお、この未納者は、6月末現在では3カ月分を既に納入済みとなっております。

次に、使用料及び手数料では、施設使用料及び利用手数料が368万1,786円となり、前年度と比較いたしまして0.6%の増となっております。

4款1項1目一般会計繰入金では8,852万1,000円となり、前年度と比較いたしまして468万6,000円の増額で5.6%の増となっております。主な要因は、人件費の子ども手当の額、共済組合負担金の増、繰上償還に係る端数の97万8,000円の増などとなっております。

5款1項1目前年度繰越金では626万3,647円となり、前年度と比較いたしまして7万9,000円の減額となっております。

次に、決算書の364ページ、365ページをごらんいただきたいと思います。6款1項2目諸収入の雑入が794万5,074円となり、前年度と比較いたしまして452万5,000円の増額となっております。この要因は、医師派遣委託料の増額となっております。

7款1項1目介護老人保健施設借換債では4億5,000万円となり、繰り上げ償還の財源として借り入れたものでございます。

以上で、歳入決算書を終わりました、次に歳出決算書の明細についてご説明いたします。決算書では、366ページ、367ページをごらんいただきたいと思います。1款1項1目の一般管理費では、一般職員25名分の給料、手当、共済費を合わせまして1億8,510万7,795円となり、前年度と比較いたしまして3.1%の増となっております。この増額の要因は、給料、扶養手当、子ども手当、共済組合負担の増額等によるものでございます。次に、11節の需用費では、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費等で881万2,066円となり、前年度と比較いたしまして65万6,000円減額となり、6.9%の減となっております。この減額の主なものは、修繕料が減となったものでございます。12節の役務費では125万6,883円となり、前年度と比較いたしまして2万4,000円の増額、2.0%の増となっております。13節委託料では、1,604万9,898円となり、前年度と比較いたしまして5万9,000円の減額で、0.4%減となっております。14節の使用料及び賃借料では、1,403万1,214円となり、前年度と比較いたしまして10万1,000円の減額で、0.7%減となっております。次に、決算書の368ページ、369ページをごらんいただきたいと思います。18節の備品購入費では84万7,224円となり、前年度と比較いたしまして29万2,000円の減額で、25.7%の減となっております。これは、業務用備品の購入費であります。19節の負担金補助及び交付金では2,361万7,132円となり、前年度と比較いたしまして155万1,000円の減額で6.2%の減となっております。これは、退職手当組合負担金が減となったものでございます。

次に、2目の療養費で11節の需用費では1,461万4,887円となり、前年度と比較いたしまして208万8,000円の減額で、12.5%の減となっております。これは、医薬材料費、消耗品が減額とな

っております。13節の委託料では3,571万3,344円となり、前年度と比較いたしまして77万2,000円の減額で、2.1%減となっております。これは、給食業務の委託料の減額となっております。14節の使用料及び賃借料では326万929円となり、前年度と比較いたしまして14万1,000円の増額で、4.5%の増となっております。これは、業務用備品借上料の増額でございます。

次に、2款1項1目公債費の元金の償還ですが、4億8,198万9,888円となり、前年度と比較いたしまして4億5,292万7,000円の増額となっております。これは、元金の繰り上げ償還による増額でございます。

また、2目の利子の償還では、3,130万7,946円となり、前年度と比較いたしまして194万9,000円の減額となっております。

以上で、平成22年度の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（河門前正彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほどのその繰り上げ償還について、ちょっとお伺いします。

あまりにも、私はその繰り上げ償還ってということについて知識がないもんですからお伺いしたいんですけど、そもそもが借りたお金をどのように返そうが勝手だろうっていうのが、私ら民間の感覚なんですけれど、そもそもその繰り上げ償還ですか、自治体にあつては自由に返済できないっていうのは、これはどういった法の規制があるのでしょうか。それで、何ですか、通達があったと説明なされたのでしょうか。それは、どういったその通達でもってその繰り上げ償還が可能になるっていうその辺のその法的な部分と、そのそもそも借り入れを起こすときのそのどういう条件で起債をしたのかっていう、その辺の事情のことを説明してもらいたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） ご説明いたします。

繰り上げ償還につきましては、公的資金、あの旧財務事務所の方の借り入れ、国からの借り入れにつきましては、繰り上げ償還がこれまで認められていなかったわけです。今、去年の8月まで認められていなかったものが、さまざま町村会にしろ町長も前に発言したとおり国の方に要望をしまして、何とかその利率の高い6.6%と率が高い財務事務所からの借り入れ、これを繰り上

げしてまた借り換えできないかという要望を出して認められたのが去年の8月に総務副大臣の方から通知があったと。それを認めますよと。その中に、介護サービス事業の方も含めて繰り上げを認めますという通知が来ましたので、それに基づいて申請を上げたということになります。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） そのじゃあ借りたお金っていうのは、国の国庫から借りているわけですか。違いますよね。あの、どっかの金融機関から借りるわけですよね。あの、都市銀行ではないにしても、例えば、何とか中金みたいなどうなのか、どっかしらの金融機関ですよね、借りるのは。そういうことですよね。

○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） ただいまの保証金免除繰上償還の件につきまして、今事務長さんの方からお答えがございました。そもそも、その大蔵省の資金運用部資金というのがありまして、これに政府資金につきましては、従来その繰り上げ償還を認めてきませんでした。それで、市町村の財政が悪化しているその原因に、その利率の高い償還金が原因をなしているという指摘がございまして、確か、平成18年か19年かその辺だと思います。それで、利率5%以上の地方債については、特例として繰り上げ償還を認めるという制度ができました。それで、南部町の一般会計でも5%以上の利率が高いものは、もう既に全部、繰り上げ償還をし終わっております。そういう中で、老健なんぶにつきましても今ご説明がありました。6.6%という非常に高い地方債が残っております。それで、青森県町村会を通じて国の方に働きかけをしまして、特別会計でも同じように高い利率の地方債を抱えていると。非常に利子負担が大きいので、ぜひ繰り上げ償還をしたいという要望を出しまして、昨年度認められたということでございます。今の借換債について、どこから借りたのかというお話がございました。借換債につきましては、いろいろなところから借りることができますけれども、市中の金融機関だとか、政府資金でありますとかいろいろ比較しまして、私どもが一番安く借り入れるところを選んだと。具体的にはゆうちょ銀行でございます。それが、0.981%ということでございます。

以上でございます。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） あの、聞き方を変えたいと思います。

そもそも借りたお金は、どこが持っているお金ですか。あの、払った利子はどこに納められますか。わかりますか。

○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 地方債は、市中銀行もあります。それから、元の大蔵省、今の財務省の資金がございますし、旧郵政省の資金もありますし、国民金融国庫だとか年金資金だとかさまざまございます。さまざまなところから借りて、その借りたところにお返しをするということでございます。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） まあ、そういうところからお金が出るわけですね。それで、本当に聞きたかったのは、何で繰り上げ償還ができないような最初のそういう縛りがかかっているのか。それで、何で途中から繰り上げ償還を認めますよというその通達があると、繰り上げ償還が可能になるのか。わかりますか、私が聞きたいことっていうのが。何回も言いますが、私らは普通に銀行から借りますと、一応、返済計画っていうのはつくった段階で借りたお金が振り込まれますよね。ですけど、そのあれは返済計画書というのも変更が可能ですし、極端な話、「あぶく銭ができたなら全部一遍に返してしまいます」みたいなことも普通にやります。繰り上げ償還っていうのは、私らにしてみるとそれぐらいのもんだと思っているんですけども、その、何ゆえにそういうふうに返済が認められない。通達をもらって初めて許される。そういうふうな仕組みになっているっていうのは、どういった法律の縛りがあるのか。そこを聞きたいんですよ。

○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 法律の縛りかどうかは判然とはしませんけれども、先ほども申しました、元々、その大蔵省の資金があつて国の省庁改革で財務省になって、今の財政融資資金って

いいますものは市町村に貸し付けをしまして、従来は、繰り上げ償還を認めてきませんでした。繰り上げを認めてこなかったといいますのは、国としても資金を運用して実施収入をあげなければなりません。ですから、それを市町村が繰り上げをすると、収支のそもそも国の予算計画が狂ってまいります。なので、市町村に貸し付けた地方債については、繰り上げを認めてこなかった。それで、確か平成16年のあたりに地方財政ショックがありまして、市町村の財政が非常に厳しくなったわけです。それで、公債費負担が非常に大きくなってきた。そこで、国も考え方を改めたと。こういうことでございます。

○委員長（河門前正彦君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） すいません。

あのまあ、言っていることはわかるんですよ。入ってくる予定の利子が入ってこないっていうのは、商売だったらあれね。まあ、ですけど国がそういうことを行うのであれば、やはり何かしらその法的な根拠があるんだろうっていうのが、法治国家としては普通にあってしかるべきだと思うじゃないですか。ですから、その根拠は何ですかと伺いたかったんですが、何かご存じないのかななんて思ったりもして、わかったら後で教えてください。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。1番、工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 367ページで、歳出1款1項1目職員手当等々、説明をいただきましたが、7節賃金、臨時職員3,656万4,857円。これは何人分の職員の人件費なんでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） お答えいたします。

臨時職員は、平成22年度は20名です。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） 1番、工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 20人でその3,600万っていう金額と、一般職員の25人の給料、手当等を含め1億5,000万、大きい数字になっていますが、先ほどの説明で繰り上げ償還そして利息も6.6から0.1%切るような安い利率に変わって、ちょっと早口で私は聞き逃したかもしれませんが、私も早口でよく注意されることがあるんですけども、確か1億ぐらいの利息が捻出しなくてもよくなるような説明だったのでしょうか。となると、一般会計からの繰入金が8,800万ほどありますが、それが次年度からは繰入金とらなくてもいいといいますか、よくなるのでしょうか。

○委員長（河門前正彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 来年度繰入金の金額の関係ということですか。

○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 6.6%で借りている地方債を0.981%に借り換えますと、利子負担の軽減額が1億4,900万。まず、約1億5,000万でいきます。それで、老健なんぶの会計の歳出が減りますので、一般会計からの繰出金が当然減ります。相当減ります、相当軽減になります。それで、今6.6%で残っている残債に係る利子をトータルすると1億5,000万軽くなるので、その老健なんぶの会計の中でその軽減される分を1億5,000万分の財政健全化計画を立てなさいと、こういうことです。1億5,000万軽減になりますけれども、その代わりにもう1億5,000万分の節減を図りなさいと。こういうことになっております。なので、職員の人件費も削減していかなければなりませんし、物件費、いろんな委託料だとか材料費も節減して行って、まさに昨年度からもう既に削減に入っています。今年度ももう入っています。ずうっと財政健全化計画を策定した期間中、1億5,000万を達するまでこの計画は財務省の方で点検をすることになっております。それは、国に対する約束ですので、守っていかなければならないと。こういうことでございます。

○委員長（河門前正彦君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 今の答えに付随して質問したいと思いますけれども、その借換償還で1億5,000万の利子が減って、その分を財政健全化計画でやっていくという説明は大変よくわかりましたけれども、それでは、今まではそういう財政の健全化の計画っていうのはなかったんでし

ようか。平成22年度を見てますと、5%一般会計からの繰り入れがふえて、人件費が3%ふえているわけですね。それで、じゃあ正職員をどれぐらい減らして臨時職員に移行したのか。どの部分を節約してどれだけの節約をしてきたのか。今まで、じゃあ全然その健全化計画なるものがなかったのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（河門前正彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） これまで、健全化計画は始まりまして20年ちょうど経過しておりますけれども、健全化計画をつくってやっているっていうのはちょっと私は記憶にありません。

○委員長（河門前正彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 先ほども説明いたしました。川守田議員さんに説明をいたしましたが、昨年度初めて認められたものでございます。なので、昨年、繰り上げ償還できるようになったと。その前までは、繰り上げ償還したくても認められてきませんでした。ということでございます。

ちなみに、平成23年度の老健なんぶの特別会計の繰入金、まあ予算書があれば後で見ていただきたいと思いますが、前年度の一般会計からの繰入金が約9,000万円あります。それで、平成23年度は4,900万円まで減っています。これがすなわち、その節減された額、あと利子負担が軽減された額。それがこの繰入金のところにあられております。

○委員長（河門前正彦君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） ちょっと答えと質問がバランスが取れてないと思うんですけれども、施設として、経費を節減するために今まで何か手当てをしてきたのかという質問をしたいのであります。正職員の数減らしたりとか、役場なんかはそういうふうにいる人件費も節約しているわけでありましてけれども、そういった部分ではどういった努力をされてきたのかという質問です。

○委員長（河門前正彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 老健の方も町と一緒に、人件費を含めながら削減努力というのはしてきたわけですが、特に技術職と言いますか、技術を伴う施設というのは、一般職員の削減と違ってどうしても限度というのが出てまいります。資格を持った方々、臨職にしても何人いなければならないとかありますので、そういう部分で削減努力をしてわけですが、一定、これ以上という部分もございます。そこで、今回の繰り上げ償還は、一つは6.6%と高い利率で借りていたものを繰り上げ償還することによって、利息の部分が今後10年間で1億5,000万円、同じお金を借りていても削減できると。ここを何とか、国の方では認められておりませんでした。一般会計と病院は認められていたんですが、老健施設については、国の方では繰り上げ償還を認めないと。ここを要望してきたわけですね。それで、認められて今償還をして一つは改善とともに高い利率、この部分を10年間で1億5,000万。年平均で一括すれば1,500万ずつ償還で利息を削減できると。そこには、「人件費の削減というのを改善というのも計画を立ててください」ということで、正直申し上げると我々いろいろな試行錯誤をしながら、どうすればこの条件に合うものか。その条件が伴わないと繰り上げ償還したくてもできないという部分があったので、一般会計からの職員の方の給料、そういう部分も組み替えをしながら、基準に合うようにしております。町のトータルからしますと、一般会計で支払する職員と老健で支払する職員、町の懐は同じなわけですが。そこを何とか計画に沿う形にして、繰り上げ償還の部分を減らしていくということでございました。今後、当然さらなるコスト削減等々もこれは並行して行うわけですが、一つは資格を持った技術職員を抱える特別なそういう施設については、一般行政職みたいに極端に削減をできるということも難しいのかなと思っておりますが、さらに、最善を尽くしながら取り組ませていかなければならないと、こう思っておりますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（河門前正彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 経費の節減がこれまでなかったのかというご質問ですが、確かに光熱水費ですね。例えば、平成17年度のころの決算統計を見ますと、水光熱費が例えば600万かかって、これはかかり過ぎだということで経費節減等を含めてやってきました。その結果は、ことしの決算でいけば今400万、これは100万単位ですからちょっと端数がありますが、

今まで光熱水費は200万円ほど下げております。それから、介護材料費と言って入所者のおしめだとか、さまざま買う分があります。使い捨てのエプロンだとか、手袋だとかさまざまあります。それが、平成17年度のころ約700万ぐらいかかっていたんですよ。これじゃやっていけなくなるということで、今見直しをかけまして、そして、まずおしめ等も使用回数をちょっと減らしながらも、あとは値段が安いのかそういうのを検討してきて、今現在は、当時700万だったのが今500万とか、そういうふうに切り詰めはしてきております。

以上です。

○委員長（河門前正彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

◎議案第66号から議案第70号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（河門前正彦君） お諮りいたします。

この際、議案第66号から議案第70号までの平成22年度南部町各財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）（「説明省略」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第70号までの議案5件を一括議題といたします。

説明を省略して質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（河門前正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第70号までは原案のとおり認定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（河門前正彦君） 以上で本委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月31日に付託されました平成22年度南部町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、各委員におかれましては2日間にわたりまして終始熱心なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め代表監査委員、各担当課長の皆様には審議の円滑な運営にご協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

本委員会の日程は、全部終了したわけですが、その間ふなれな私に対しまして、お与えいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして感謝をいたしますとともに、多々、ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、深くお詫びを申し上げます。まことに簡単ではござ

いますが、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

(午後 3 時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長

河門前 正彦